

史跡 中里貝塚

整備基本計画



令和3年（2021年）3月

東京都北区教育委員会

史跡 中里貝塚

整備基本計画

令和3年（2021年）3月

東京都北区教育委員会

序 文

中里貝塚は、縄文時代中期から後期にかけて、当時の海浜部に形成された大型の貝塚です。平成8年（1996）に実施された発掘調査では、最大で厚さ4.5mにも及ぶハマグリとマガキによる貝層の堆積や貝の処理施設などが検出され、一躍注目されることとなりました。

平成12年（2000）には、縄文時代の生産、社会的分業、社会の仕組みを考える上で重要な遺跡であることから、国史跡に指定されました。さらに平成24年（2012）には、隣接地が追加指定され、その保護に努めてまいりました。また平成30年（2018）3月には、『史跡中里貝塚総括報告書』を刊行し、中里貝塚の歴史的価値を再評価するに至りました。

こうした、これまでの調査研究や保護への取り組みの成果を、今後の活用や将来への継承につなげるために、まずは『史跡中里貝塚保存活用計画』を令和2年（2020）3月に策定し、中里貝塚の本質的価値を整理し、保存・活用に向けた基本方針を定めました。

本計画は、保存活用計画に示された基本方針に基づき、「マチナカで出会う縄文文化 ― 史跡が拓く新たな未来―」をテーマに、整備の基本理念や具体的な整備内容を検討・実現化するためにまとめたものです。本計画に基づき、市街地に残された史跡ならではの手法で、区民の皆さまとともに、史跡中里貝塚を守り、育てていくことにより、地域の誇りとなる史跡としていきたいと考えております。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会の委員各位ならびに文化庁、東京都教育庁からご指導、ご助言を賜りました。また、ワークショップなどを通じて地域の皆さまからも多大なご協力を賜りましたことを深く感謝申し上げます。

令和3年3月

東京都北区教育委員会

例 言

1. 本書は、東京都北区上中里二丁目に所在する「史跡中里貝塚（しせきなかざとかいづか）」の整備基本計画書である。
2. この整備基本計画策定事業は、東京都北区教育委員会が主体となり、令和2年度国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金の交付を受けて実施した。
3. 本計画書は、「東京都北区中里貝塚整備基本計画策定委員会」（石川日出志委員長）を開催して協議された内容をもとに、事務局である東京都北区教育委員会が策定した。
4. 本計画策定に関わる事務は、東京都北区教育委員会事務局教育振興部飛鳥山博物館が担当し、関連する支援業務はアジア航測株式会社に委託した。
5. 本計画の策定にあたっては、文化庁文化財第二課・東京都教育庁地域教育支援部管理課の指導・助言を得た。

第1章 計画策定の経緯と目的

1-1	計画策定の経緯	3
1-2	計画の目的	5
1-3	計画の対象範囲	5
1-4	関連計画との関係	6
1-5	委員会等の設置	7
1.	史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会	7
2.	中里貝塚ワークショップ	9

第2章 計画地の現状

2-1	自然的環境	13
1.	地形・立地環境	13
2.	気候	14
3.	植生	14
4.	景観	15
2-2	歴史的環境	16
1.	旧石器・縄文時代	16
2.	弥生・古墳時代	17
3.	奈良・平安時代～中世・近世・近代	17
4.	北区内の指定文化財	19
2-3	社会的環境	22
1.	北区の概要	22
2.	計画地および周辺的环境	24
3.	法規制	32

第3章 史跡の概要および現状と課題

3-1	史跡の概要	41
1.	史跡指定地	41
2.	調査の概要	44
3-2	史跡中里貝塚の本質的価値の把握	50
3-3	史跡を構成する要素	53
3-4	史跡指定地の現況	54
1.	史跡の整備・活用のための諸条件の把握	54
2.	課題の整理	58

第4章 基本理念・基本方針

4-1 基本理念および整備目標の設定	61
4-2 整備のテーマ	61
4-3 整備の基本方針	62

第5章 整備基本計画

5-1 全体計画およびゾーニング計画	65
1. 全体計画	65
2. ゾーニング計画	66
5-2 遺構保存に関する計画	69
5-3 地形造成・給排水に関する計画	69
5-4 動線に関する計画	70
1. 史跡指定地周辺（史跡体感エリアのみの見学）	70
2. 中里貝塚ファンゾーン内（研究エリアと合わせての見学）	72
5-5 案内・解説施設に関する計画	73
1. 史跡指定地内	73
2. 中里貝塚ファンゾーン内	74
5-6 遺構の表現に関する計画	75
1. 地下遺構の表現	75
2. 地下遺構の立地環境の表現	76
5-7 整備事業に必要となる調査等に関する計画	77
5-8 修景および植栽に関する計画	78
1. 修景計画	78
2. 植栽計画	78
5-9 管理施設および便益施設に関する計画	79
1. 管理施設（倉庫、詰所、トイレ）	79
2. 休憩施設（日除け施設、給水設備、ベンチ）	79
5-10 周辺地域の環境保全に関する計画	80
5-11 公開・活用に関する計画	80
5-12 管理・運営に関する計画	81
5-13 事業計画	81
5-14 整備イメージ	82



第 1 章 計画策定の経緯と目的

第1章 計画策定の経緯と目的

1-1 計画策定の経緯

東京都北区に所在する中里貝塚は、縄文時代中期から後期にかけて、当時の海岸線に形成された大型の貝塚である。平成8年（1996）の発掘調査が端緒となり、中里貝塚は縄文時代の生産や社会的分業、社会の仕組みを考える上で重要な遺跡として、平成12年（2000）、国史跡に指定された。その後、平成24年（2012）に史跡指定地の隣接地において追加指定を行い、遺跡の保護を図っている。

最初の史跡指定から20年近くが経過する中で、北区教育委員会は、中里貝塚の歴史的価値を再評価し、その価値を広く周知することを目的として、平成30年度に『史跡中里貝塚総括報告書』を刊行した。しかし史跡指定地は「中里貝塚史跡広場」の暫定的な整備にとどまっており、活用が十分に図られていない状態である。このことから、中里貝塚の価値を高め、適切に保存・継承し、史跡を活かしたまちづくりを推進していくため、令和2年（2020）3月に「史跡中里貝塚保存活用計画」を策定した。さらには本計画に基づき、整備の基本理念および史跡指定地を中心とした具体的な整備内容を検討・実現化するため、続く令和2年度において、「史跡中里貝塚整備基本計画」を策定することとなった。



写真1 厚く堆積した貝層（A地点）

「史跡中里貝塚保存活用計画」の概要

（1）基本方針（大綱）

本計画は、北区の長期総合計画である「北区基本計画2015」および「北区基本計画2020」を具現化するための施策の1つとして位置づけられるものである。その基本方針（大綱）には、「保存管理の方針」「活用の方針」「整備の方針」「運営・体制の方針」の4つを保存・活用の柱として挙げている。

① 保存管理の方針

国内最大規模を誇る縄文貝塚を **守り、伝える**

— 史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承する —

〈方向性〉

- ・史跡の本質的価値を適切に保存し、後世へ確実に継承するために必要な取扱基準を定める。
- ・貝塚全体の構造解明のための追加調査や周辺の関連遺跡を含めた継続的な調査を行う。

② 活用の方針

貝塚を拠点とした縄文時代の社会構造とともに **学び、活かす**

— 地元住民や来訪者等の史跡に対する理解を深め、協働による史跡の保存活用を目指す —

〈方向性〉

- ・北区飛鳥山博物館のみならず、現地においても積極的に情報発信を行う。
- ・区民や地元団体、近隣の教育機関、関係諸機関等と連携しながら、史跡保護の気運の醸成を図る。
- ・中里貝塚の活用を、地域コミュニティの維持や発展につなげる。

③ 整備の方針

特徴的なハマ貝塚の価値を **感じ、高める**

— 史跡の本質的価値を顕在化し、現地で貝塚が実感できるような環境整備を目指す —
(方向性)

- ・本質的価値の「周知」、「体感」を軸に、史跡の本質的価値を顕在化させる。
- ・史跡指定地周辺は住宅街であるため、住民生活に十分に配慮した整備を行う。

④ 運営・体制の方針

地域に根ざした史跡と人々を **つなぎ、育てる**

— 調査研究の推進や保存管理体制の充実、及び関係諸機関との連携や地元参画など、幅広い人材の確保と育成に努め、持続可能な体制づくりを図る —
(方向性)

- ・地域住民や関係団体との協力や連携を図り、安定した運営体制を維持する。
- ・国や東京都、北区の関係部局、教育機関や専門家等と密に情報共有を行い、史跡を活かしたまちづくりの実現を目指す。

(2) 整備事業計画

「史跡中里貝塚保存活用計画」では、令和2年度に整備計画を検討する委員会を組織し、段階的な整備を目指すこととしている。

<短期的な整備>

- ・中里貝塚史跡広場の整備
- ・見学ルートの設定、看板等の製作および設置
- ・デジタル機器を駆使したプログラムの導入

<中・長期的な整備>

- ・上中里2丁目広場の整備
- ・貝塚の規模が体感できる方法の検討
- ・ガイダンス施設等の検討



図1 『史跡 中里貝塚保存活用計画』

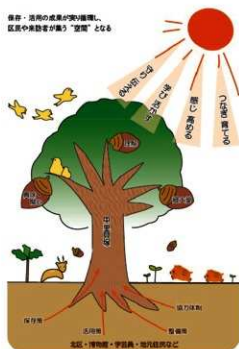


図2 保存活用の考え方

1-2 計画の目的

「史跡中里貝塚整備基本計画」は、「史跡中里貝塚保存活用計画」に定められた事項を実現するために、より具体的な整備方針を定めることを目的とする。

中里貝塚の本質的価値は、その多くが地下に埋没した状況にある。本質的価値を確実に保存しつつ、効果的な活用を推進していくためには、これら跡を顕在化を図り、現地で周知・体感できるような整備が求められる。しかしながら本史跡は市街地に立地することから、整備活用には住民生活との調和が重要課題に挙げられる。したがって本整備基本計画の策定にあたっては、社会情勢のみならず、地域住民からの意見を十分に踏まえ、検討を進めることとする。

1-3 計画の対象範囲

中里貝塚は、東京都北区上中里2丁目に位置する。JR 京浜東北線・東京新幹線車両センターと尾久車両センター、宇都宮線・高崎線などの線路群に挟まれる形となっている。貝層の分布は、長さ600~700m、幅100m以上に及び、貝層の堆積は概ね1.0~4.0mとみられ、中心部から北側に離れると徐々に薄くなっていく様相を呈す。

史跡指定地は現在、「中里貝塚史跡広場」と「上中里2丁目広場」の2箇所に分かれているが、中里貝塚の整備活用にあたっては、「史跡中里貝塚保存活用計画」において、現在の調査研究拠点である北区飛鳥山博物館および周辺に点在する文化財と一体的に行うことが望ましいとされている。よって本計画は、史跡指定地から北区飛鳥山博物館に至るまでの、広域エリアを対象範囲とする。

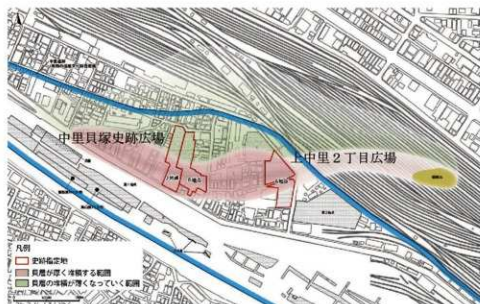


図3 貝層の範囲（『史跡中里貝塚 総括報告書』p119を改変）



図4 計画の対象範囲（『北区観光ガイドマップ（季節めぐり）』に一部加筆）

1-4 関連計画との関係

本計画は、「北区基本計画 2020」や「史跡中里貝塚保存活用計画」を上位計画としている。北区では、区政の基本方針を示した「北区基本計画 2020」を基に、魅力あるまちづくりを進めている。当計画では、「健やかに安心してくらせるまちづくり」、「一人ひとりがいきいきと活動するにぎわいのあるまちづくり」、「安全で快適なうらおいのあるまちづくり」の3つの基本目標と、25の施策が示されている。

それらの中で、特に(2-3)「個性豊かな地域文化の創造」が文化財と密接に関わるものとなっている。その基本方針の1つには「歴史的文化の継承と活用」として、北区が誇る歴史的文化を保存し、次世代に継承していくために文化財の積極的な活用に取り組むことが示されており、施策の方向には、次の4点が挙げられている。



図5 『北区基本計画 2020』

[施策の方向]

歴史的文化の継承と活用

- ・ 歴史的文化を保存し、次世代に継承していきます。
- ・ 中里貝塚を保存し、国史跡指定地の整備活用を行います。
- ・ 史跡や文化財を観光資源として積極的に取り入れることで来街者の増加を図ります。
- ・ 子どもの頃から北区の歴史や文化財について学ぶ機会を提供し、区民の郷土に親しむ気持ちを育てます。

また「1-1 計画策定の経緯」にて述べたように、本計画は「史跡中里貝塚保存活用計画」における基本方針(大綱)や方向性をもとに、整備の理念や方針等を示すものである。その他、史跡の整備活用においては「北区教育ビジョン 2020」をはじめとした教育・観光・環境・景観等の関連計画とも密接に関わることから、これらの諸計画と整合性を図りながら、検討を進めていく。

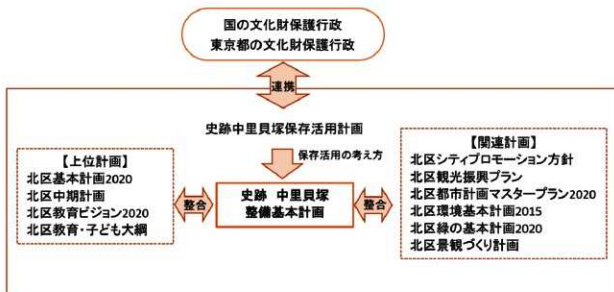


図6 関連計画との関係

1-5 委員会等の設置

1. 史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会

本計画の策定にあたり、「史跡中里貝塚整備基本計画策定委員会（以下、「委員会」という）」を設置し、整備活用の基本方針や具体的な整備計画等の検討を行った。委員会は各分野の専門家や地元町会・自治会、公営区民や関係機関の代表者から構成され、文化庁文化資源活用課、東京都教育庁地域教育支援部管理課にもオブザーバーとして出席していただき、指導や助言を受けた。委員会の構成と経過は次の通りである。

(1) 委員会の構成

委員

氏名	所属名等
石川 日出志	明治大学教授(考古学)
吉村 晶子	名城大学教授(都市計画)
植月 学	帝京大学文化財研究所准教授(考古学)
松本 晴光	昭和町地区自治会連合会会長
山田 和夫	上中里貝塚町会会長
長濱 恵美子	公募(北区在住)
西原 令春	公募(北区在住)
山口 宗彦	北区立滝野川第五小学校長

オブザーバー

岩井 浩介	文化庁文化資源活用課 整備部門(記念物)文化財調査官
野口 舞 田 所 真	東京都教育庁地域教育支援部管理課 学芸員

区関係理事者

丸本 秀昭	まちづくり部都市計画課長
岩本 憲文	土木部参事(土木政策課長事務取扱い)
杉戸 代作	土木部道路公園課長

教育委員会事務局

小野村 弘幸	教育振興部長
野尻 浩行	教育振興部飛鳥山博物館長
鈴木 直人	教育振興部飛鳥山博物館 事業係長(学芸員)
牛山 英昭	教育振興部飛鳥山博物館 事業係(学芸員)
安武 由利子	同上
高坂 勇佑	同上
加藤 由子	教育振興部飛鳥山博物館 事業係

(2) 委員会の経過

第1回委員会：令和2年（2020）7月〔書面開催〕
・委員長選任

第2回委員会：令和2年8月〔書面開催〕
・史跡の現状と課題
・史跡整備の基本方針

第3回委員会：令和2年9月28日
・整備計画案の提示

第4回委員会：令和2年12月7日
・整備基本計画案の再提示
・整備基本計画案の再提示

第5回委員会：令和3年（2021）1月〔書面開催〕
・整備基本計画案の再提示
・整備基本計画案の再提示

第6回委員会：令和3年3月〔書面開催〕
・整備基本計画案の提示

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第1回・第2回および第5回・第6回委員会は、書面による開催とした。



写真2 第3回委員会の開催風景



写真3 第4回委員会の開催風景

2. 中里貝塚ワークショップ

委員会での整備基本計画策定と併行して、公募区民によるワークショップを実施した。これは、史跡の活用に向けて、地域住民の参画が欠かせないことから、「史跡中里貝塚保存活用計画」が示す「中里貝塚3つのエリア」の研究エリア（北区飛鳥山博物館）、体験エリア（中里貝塚史跡広場）、見学エリア（上中里2丁目広場）について地域住民の意見を集約し、計画に反映させることで、より実行性のある整備基本計画を作成することを目的としている。ワークショップの経過は以下の通りである。

ワークショップの経過

第1回ワークショップ：令和2年（2020）8月〔書面開催〕

- ・ワークショップの目的、内容、スケジュール等の確認
- ・過去に実施したワークショップの内容の共有
- ・中里貝塚史跡広場に関する意見交換

第2回ワークショップ：令和2年9月6日

- ・中里貝塚の整備・活用に関する意見交換

第3回ワークショップ：令和2年10月4日

- ・中里貝塚史跡広場の整備計画案に関する意見交換

第4回ワークショップ：令和3年（2021）3月

- ・整備基本計画案の報告

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、第1回ワークショップは、書面による開催とした。

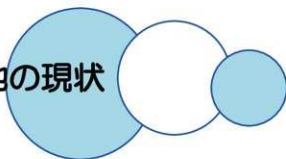


写真4 第2回ワークショップ



写真5 第3回ワークショップ

第2章 計画地の現状



第2章 計画地の現状

2-1 自然的環境

1. 地形・立地環境

中里貝塚は、東京都北区の南西部、上中里二丁目に所在する。東京都北区は、洪積台地の武蔵野台地およびそれに連なる沖積低地の東京低地という地勢からなり、武蔵野台地の北東端ならびに東京低地の西端に位置する。台地縁の崖線は北西から南東に走り、北区管内を東の低地側と西の台地側とに分けている。

中里貝塚は、武蔵野台地の北東端「本郷台」と崖線を介して連続する東京低地の西端、崖線直下の沖積地に立地しており、北西には、武蔵野台地から出たばかりの石神井川の流れがみられる。なお東京低地は、武蔵野台地と対岸の下総台地の間に横たわる幅広い沖積地である。この地形は、元々最終氷期極相期に古東京川により浸食された大きな谷地形で、縄文海進最盛期（6,000～6,500年前）に、当地が奥東京湾化した際、分厚な海成層（有楽町層）によって埋積されたものである。

縄文時代前期末から中期にかけては、寒冷化による小海退が進み、海岸線は徐々に後退したとみられている。その際、本郷台直下の東京低地には砂州が形成され、飛鳥山微高地、田端微高地と呼ばれる2つの微高地が広がった。前者は、武蔵野台地を流下してきた石神井川が東京低地に入る付近に発達したもので、河成地形とも考えられるが、後者の成因は不明である。砂州については、海食崖が波の営力により浸食されていく過程で崩された本郷層や立川・武蔵野ローム層等が基本材料となり、形成されたと推定されるものである。中里貝塚はこの田端微高地の北西側に接して分布することが判明している。

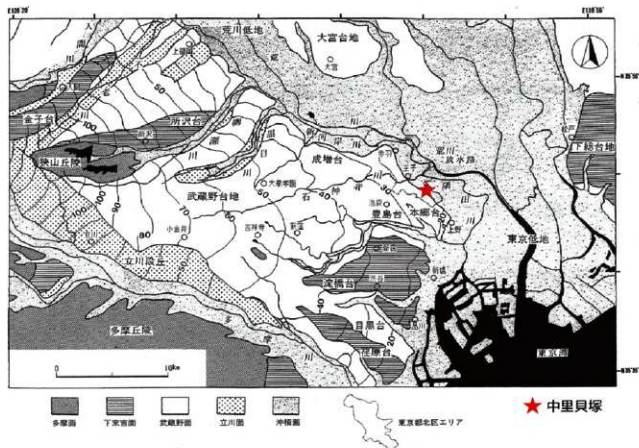


図7 東京付近の地形面区分



図8 指定地の周辺地域を構成する諸要素

2. 気候

- ・夏季は暑く多湿、冬季は寒く乾燥するという典型的な東日本型の太平洋側気候となっている。
- ・平成30年(2018)の年平均気温は16.8℃、年最高気温は7月の39.0℃、年最低気温が1月の4℃となっている。

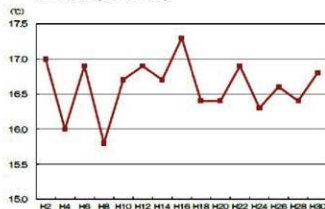


図9 東京の年平均気温の推移

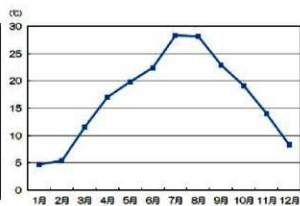


図10 平成30年(2018)の東京の月別平均気温

3. 植生

- ・平成30年度の「北区緑の実態調査報告書」によると、北区飛鳥山博物館のある滝野川西地区は、重要種としてニッケイ、トサミズキ、キキョウ、タイワンホトトギス、シラン、キンラン、トウゴクシダ、アスカイノテ、ハリガワワラビ、アイナエ、アヤメ、ショウブ、ホンモンジスゲ、メアゼテンツギが確認されている。
- ・中里貝塚史跡広場、上中里2丁目広場のある滝野川東地区は重要種としてイヌカタヒバ、シロヤマブキ、タイワンホトトギス、シラン、アヤメが分布しており、特定外来生物はオオカワヂシャ、オオキンケイギクが確認されている。

4. 景観

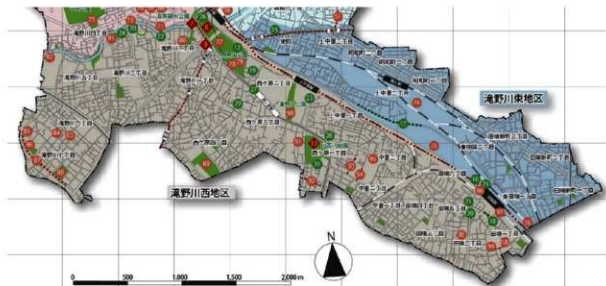
- ・北区飛鳥山博物館のある滝野川西地区は、飛鳥山公園や旧古河庭園などの歴史的・文化的資源が多くみられ住宅地の中に歴史的資源・文化的資源、水やみどりなどの景観資源が点在している。歴史的資源として平塚神社、金剛寺などの寺社、西ヶ原一里塚などがある。
- ・中里貝塚跡広場、上中里2丁目広場のある滝野川東地区は歴史的資源の法音寺、東濃森稲荷神社がある。

〔滝野川西地区〕

滝野川1～3丁目、滝野川5～7丁目、西ヶ原1～4丁目、上中里1丁目、中里1～3丁目、田端1～6丁目

〔滝野川東地区〕

堀船1～4丁目、栄町、上中里2～3丁目、昭和町1～3丁目、東田端1～2丁目、田端新町1～3丁目



滝野川東地区		MAP	35 近藤勇と新選組隊士供養塔	H-13	旧北区景観百選(1998認定)	MAP
24 尾久車両センター	O-13	36 北谷端公園	H-14	1 飛鳥山から王子神社にかけての緑	L-12	
25 東京新幹線車両センター	O-14	37 板橋駅前通りの桜並木	H-14	2 東書文庫	L-12	
26 新幹線の遠景	O-15	38 南谷端公園	K-14	3 東日本旅客鉄道(株)東京支社	P-14	
滝野川西地区		MAP	39 西ヶ原みんなの公園	M-13	4 東中里の操車場脇の桜並木	O-13
27 飛鳥山公園の風景と飛鳥の小径	K-11	40 滝野川公園	M-13	5 田端1-22付近の桜並木	P-15	
28 区民まつり	K-12	41 無量寺	M-14	6 七社神社と秋祭り	L-12	
29 飛鳥山3つの博物館	L-12	42 旧古河庭園	M-14	7 音無さくら緑地と緑の吊り橋	J-12	
30 青淵文庫と晩香廬	L-12	43 霜崎銀座商店街	M-14	8 田端文士村記念館	P-15	
31 まちを走る都電	K-12	44 聖学院小学校脇の坂道	M-14	9 正受院(赤ちゃん寺)	J-12	
32 日露通商交渉のレンガ造りの建物	K-12	45 聖学院小学校脇の桜並木	M-14	10 平塚神社	M-13	
33 音無もみじ緑地	H-12	46 女子聖学院礼拝堂	P-14	11 金剛寺(もみじ寺)	J-12	
34 音無くぬぎ緑地	H-12	47 田端駅前	P-15	12 田端ふれあい橋	P-14	
35 稲荷湯	H-13	48 田端駅南口駅舎とその周辺	P-15	13 飛鳥大坂	K-11	
36 滝野川六丁目にある井戸	H-13	49 東覚寺	P-15	14 西ヶ原一里塚	L-13	
		50 与楽寺	P-15	15 滝野川会館	M-13	
		51 幽霊坂	P-15	16 東京ゲート記念館	L-13	
				17 田端切り通し	P-15	
				18 旧古河庭園裏の白壁のある通り	M-14	

図11 滝野川東地区、滝野川西地域の景観資源(『みんなでつくる北区景観百選2019MAP』より引用)

2-2 歴史的環境

1. 旧石器・縄文時代

旧石器時代の遺物が出土している遺跡は、御殿前遺跡・飛鳥山遺跡・田端町遺跡・田端西台通遺跡である。御殿前遺跡では、ナイフ形石器をはじめとする石器や火を焚いた痕跡を示す赤色化した礫（礫群）が集合して出土している。特筆されるのは有樋尖頭器と呼ばれる石器が発見され、有樋尖頭器の製作に関連する破片類も数多く出土しており、本郷台地上の貴重な事例である。

縄文時代草創期では土器は発見されていないが、草創期に特徴的な石器が西ヶ原貝塚で出土している。早期では糸系土器や条痕文土器が飛鳥山遺跡・御殿前遺跡・中里遺跡などで出土しており、遺構は御殿前遺跡で早期後半の炉穴3基が検出されている。

縄文海進最盛期の前期では、海岸線を見下ろす台地上には、飛鳥山遺跡で関山式期の貝塚、七社神社前遺跡で黒浜式期の貝塚や諸磯式期の径200m規模の中央部に墓群を伴う環状集落などが営まれている。諸磯式期の墓場から多量の浅鉢形土器や夔状耳飾が出土している。

前期末から中期にかけては寒冷化による小海退が進み、海進最盛期の海岸線は徐々に後退していった。中里貝塚に隣接する中里遺跡では、中期初期と推定されている丸木舟（東京都指定有形文化財）が田端微高地の砂層から発見され、出土した多量の煤けた縄文土器や土器片、焼礫群などは、海岸線での活発な活動を物語っている。縄文人の居住地は、勝坂式期の七社神社裏貝塚や大蔵省印刷局内貝塚、加曾利E式期の御殿前遺跡など、台地上の集落であった。漁期には海岸線に下り立ち、採貝や採藻、漁撈を行ったと推測される。



写真6 七社神社前遺跡（土墳墓）



写真7 中里遺跡（丸木舟）

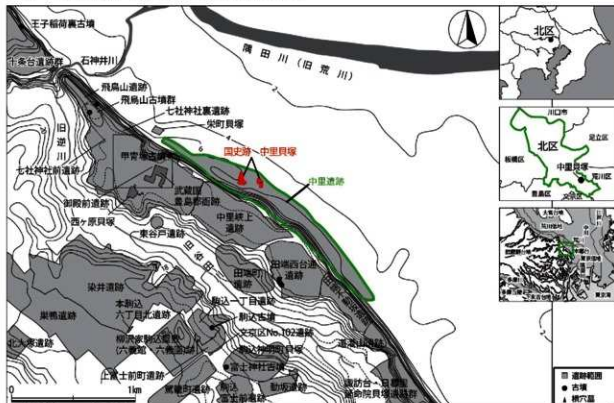


図12 中里貝塚と周辺の遺跡位置図（『史跡 中里貝塚保存活用計画』p18より引用）

後期には海退がさらに進み、中里遺跡では埋没林や泥炭層の堆積する湿地が確認されている。出土遺物は激減し、中期から後期初頭まで続いた海岸線での活動は終焉を迎える一方、台地上では学史上著名な西ヶ原貝塚（東京都指定史跡）が崖線の反対側の開析谷に面して馬蹄形貝塚を形成し、集落は晩期まで営々と存続する。近年、西ヶ原貝塚出土の土器から新たな製塩研究が進展している。ほかでは後期の称名寺式期から堀之内式期にかけて、御殿前遺跡・飛鳥山遺跡・七社神社裏遺跡・中里峠上遺跡などで竪穴建物や土坑から土器・石器・石棒・貝ブロックなどが出土しているが、その規模は大きくない。晩期の遺跡は、西ヶ原貝塚以外では中里貝塚から晩期の安行式土器が出土している。

2. 弥生・古墳時代

稲作が開始される弥生時代前期の明確な遺跡は詳らかではないが、中期に入ると集落遺跡が登場する。戦前に発見された飛鳥山遺跡出土の土器は、山内清男によって「飛鳥山式」という土器型式が設定され、南関東で本格的な稲作社会が形成され始めた段階に位置づけられている。中期後半の宮ノ台式期には飛鳥山遺跡に環濠集落が営まれ、環濠の外側に方形周溝墓群が検出されている。同時期の集落遺跡は、南から荒川区道灌山遺跡・飛鳥山遺跡・亀山遺跡・赤羽台遺跡が台地上の端部に連なって分布している。そのうち、道灌山・飛鳥山・亀山の3遺跡は、東京低地を見下ろす環濠集落である。

後期には集落数が増え、その規模も大きくなる。中里貝塚周辺の台地上には、御殿前遺跡・七社神社前遺跡・田端西台通遺跡・田端不動坂遺跡など連続した集落遺跡が分布し、なかでも御殿前遺跡を中心とする西ヶ原の集落規模は格段に大きい。御殿前遺跡では後期前半に環濠集落が造られ、環濠外に方形周溝墓群を有している。後期後半の弥生町式期には、さらに竪穴建物数は増加し、方形周溝墓・土壇から鉄剣や鉄釧など副葬品が発見されている。また、田端西台通遺跡の方形周溝墓からも鉄剣・鉄釧や多量のガラス小玉が出土しており特筆される。

後期末から古墳時代前期にかけては集落規模が縮小し、遺跡数も減少する。田端不動坂遺跡では、珠文鏡と呼ばれる小型の青銅鏡と勾玉・管玉・ガラス小玉など総数 140 点以上の玉類が土坑から一括出土し、4世紀後半にムラの廃絶にあたって行われた祭祀に伴う宝器と考えられている（東京都指定有形文化財）。当該地では、次の5世紀代の集落遺跡は確認されていない。また、当該期の古墳も未検出である。

古墳時代後期では、小規模ながら集落と古墳が発掘調査されている。集落遺跡は中里峠上遺跡だけであり、古墳は飛鳥山古墳群と田端西台通遺跡の2つの円墳群があげられる。集落の造営年代と古墳の築造年代は、いずれも6世紀末から7世紀前半にかけてであり、古墳の埋葬主体部が確認されたのは飛鳥山1号墳のみである。

3. 奈良・平安時代～中世・近世・近代

奈良時代直前の7世紀後半、御殿前遺跡一帯には武蔵国豊島郡衙が創建される。豊島郡衙は、平安時代前期の9世紀後半まで200年近く継続的に造営された古代律令期の地方官衙である。これまでの調査で郡庁や正倉院、館などの諸施設が発見されており、有数の郡衙遺跡として著名である。昭和58年（1983）に豊島郡衙が初めて発見された調査地点（現在の北区防災センター、滝野川体育館、滝



写真8 飛鳥山遺跡（環濠）



写真9 飛鳥山1号墳
（横穴式石室）



写真10 御殿前遺跡

野川消防署)は、北区史跡に指定されている。

また、郡衙の至近には中里峠上遺跡・田端西台通遺跡・田端不動坂遺跡の律令集落があり、郡衙の造営期間にほぼ併行する。田端西台通遺跡では、和同開珎が1点出土している。

豊島郡衙や集落遺跡が終焉を迎えた後の古代末期に相当する遺跡は明確ではないが、11世紀になると豊島郡を支配する中世領主・豊島氏が豊島郡衙の跡地周辺に本拠をおき、鎌倉時代へと移る。平塚神社周辺の台地上には、太田道灌が文明9年(1477)に落城させた豊島氏の居城・平塚城が築城されたと伝えられるが、中世の溝址や地下式坑、板碑などが大規模な発掘調査で検出されてはいるものの城郭の実態は解明されていない。なお、崖線下の中里遺跡で出土した青磁・白磁など舶載磁器は、豊島氏を筆頭とする武士たちの存在を想像させる資料となっている。

戦国時代が終わる江戸時代になると、徳川将軍家の鷹場が設置された。御殿前遺跡の「御殿前」は小字名であり、元は鷹狩の際に使用された御殿を意味するものである。また、飛鳥山が江戸の名所となったのは八代将軍徳川吉宗の桜植樹によることは良く知られ、整備された街道の日光御成道に西ヶ原一里塚(国史跡)が置かれた。現在の本郷通りには旧道を挟んで一対の塚が現存しているが、これは旧位置に保存されているものである。王子・飛鳥山・滝野川は日本橋から約2里の距離にあり、江戸市中から日帰り可能な渓谷美と桜の山で有名な名所として親しまれていった。

北区の地は幕末まで江戸北郊の農村に過ぎなかったが、明治以降急速に都市化が進み、千川上水・石神井川・荒川の水利によって近代産業が開花する。日本で最初の綿紡績工場あるいは抄紙会社や印刷局抄紙工場などが石神井川下流部に相次いで建設され、王子周辺に繊維・製紙・薬品などの諸工場が集積して近代産業発祥の礎を築いた。

また、西ヶ原には樹木試験場や蚕病試験場、農事試験場など農業関係の研究機関が次々に開設され、近代農業技術の中心地であった。なお、飛鳥山から西ヶ原には近代の国指定文化財が点在することもこの地の特色になっている。旧渋沢家飛鳥山邸(晩香廬)・青淵文庫・旧醸造試験所第一工場の2つの重要文化財(建造物)に加え、旧古河氏庭園の名勝がある。



図13 「飛鳥山花見」(勝川春潮)



写真11 旧渋沢家飛鳥山邸(晩香廬)



写真12 旧渋沢家飛鳥山邸(青淵文庫)



写真13 旧醸造試験所第一工場



写真14 旧古河氏庭園

4. 北区内の指定文化財

北区には、国指定文化財8件、国認定重要美術品1件、国選定保存技術保持者1件、国登録有形文化財(建造物)2件、東京都指定文化財7件、北区指定文化財37件、北区台帳登載文化財10件があり、その内訳は以下の通りである。

表1 指定文化財一覧

指定文化財一覧(国)			
名称	区分		指定年月日
西ヶ原一里塚	史跡	—	大正11年3月8日
奥山峰石(喜藏)	重要無形文化財	工芸技術	平成7年5月31日
スタンホープ印刷機	重要文化財	歴史資料	平成10年6月30日
中里貝塚	史跡	—	平成12年9月6日 平成24年9月19日追加指定
旧沢家飛鳥山邸 (晩香齋・青淵文庫)	重要文化財	建造物	平成17年12月27日
旧古河氏庭園	名勝	—	平成18年1月26日
近代教科書関係資料			
内訳 教科書類 掛図 版画 版木	重要文化財	歴史資料	平成21年7月10日
旧醸造試験所第一工場	重要文化財	建造物	平成26年12月10日
〈国認定重要美術品〉			
名称	区分		指定年月日
顔面著色鬼女園	—	—	昭和9年9月
〈国選定保存技術保持者〉			
名称	区分		指定年月日
小澤正実	選定保存技術	甲冑修理	平成10年6月8日
〈国登録有形文化財(建造物)〉			
名称	区分		指定年月日
旧赤羽台団地四一～四四号棟	建築物	住宅	令和元年12月5日
稲荷湯浴場兼主家、同長屋	建築物	文化福祉	令和元年12月5日
指定文化財一覧(都)			
名称	区分		指定年月日
西ヶ原貝塚	史跡(旧 旧跡)	—	平成11年3月3日(大正8年10月) 平成24年3月21日追加指定
飛鳥山碑(旧飛鳥山の碑)	有形文化財(旧 旧跡)	古文書	平成8年3月18日(大正9年3月)
多紀家墓所 附 金保氏墓5基 (旧多紀桂山一族墓)	史跡(旧 旧跡)	—	平成23年6月9日(昭和11年3月4日)
王子神社のイチョウ	天然記念物	—	昭和14年3月
稲付城跡	旧跡	—	昭和36年1月31日
中里遺跡出土丸木舟	有形文化財	考古資料	平成16年3月10日
田端不動坂遺跡第17地点第8号土坑出土遺物	有形文化財	考古資料	平成18年3月16日
〈指定解除〉			
旧古河庭園	名勝	—	昭和57年8月4日

指定文化財一覧(区)

名称	区分		指定年月日
王子田楽	無形民俗文化財	民俗芸能	昭和62年4月1日
御殿前道跡	史跡	—	昭和62年4月1日
『若一王子縁起』絵巻(模本)	有形文化財	歴史資料	昭和62年12月17日
豊嶋村武藤家文書 附 複写資料	有形文化財	古文書	昭和63年11月14日
木造太田道灌坐像 附 厨子	有形文化財	歴史資料	平成元年1月25日
赤羽台第3号古墳石室	有形文化財	考古資料	平成元年1月25日
岩井家生活用具	有形民俗文化財	—	平成2年2月13日
紙本着色平塚明神井別当城宮寺縁起絵巻	有形文化財	歴史資料	平成3年2月22日
平塚神社文書	有形文化財	古文書	平成3年8月29日
十条富士塚 附 石造物	有形民俗文化財	—	平成3年11月11日
浮間村黒田家文書	有形文化財	古文書	平成4年3月11日
瀧野川村芦川家文書	有形文化財	古文書	平成5年1月12日
静勝寺除地検地絵図・古文書	有形文化財	古文書	平成5年10月25日
王子村眞壁家文書	有形文化財	古文書	平成6年4月12日
木造豊島清光坐像	有形文化財	歴史資料	平成6年11月22日
西蓮寺板碑群	有形文化財	歴史資料	平成7年7月24日
稲付の餅搗場 附 餅搗用具一式	無形民俗文化財	民俗芸能	平成8年1月23日
阿弥陀三尊来迎画像夜念仏供養板碑	有形文化財	歴史資料	平成8年9月24日
豊島馬場遺跡出土ガラス小玉罎型	有形文化財	考古資料	平成9年9月2日
赤紙仁王(石造金剛力士立像)	有形民俗文化財	—	平成10年4月28日
東谷戸遺跡出土土偶	有形文化財	考古資料	平成10年10月13日
東京書籍株式会社附設教科書図書館東書文庫 附 建築工事記録他35ミフィルム	有形文化財	建造物	平成11年3月9日
旧松澤家住宅 附 倉庫	有形文化財	建造物	平成11年3月31日
七社神社前遺跡出土鉄剣	有形文化財	考古資料	平成11年10月4日
田端西台通遺跡出土鉄剣およびガラス小玉	有形文化財	考古資料	平成12年2月8日
王子村大岡家文書 附 典籍・絵画	有形文化財	古文書	平成12年4月11日
木像阿弥陀如来坐像	有形文化財	彫刻	平成13年4月10日
中里遺跡出土縄文土器	有形文化財	考古資料	平成13年4月10日
熊野神社の白酒祭(オビシヤ行事)	無形民俗文化財	風俗慣習	平成14年4月9日
御殿前道跡祭祀遺構出土土器	有形文化財	考古資料	平成14年4月9日
近藤勇と新選組隊士供養塔	有形文化財	歴史資料	平成15年12月10日
七社神社前遺跡土坑群出土資料	有形文化財	考古資料	平成15年12月10日
滝野川村榎本家文書 附 民俗資料	有形文化財	古文書	平成18年4月11日

田端富士三峰講祭祀具 附 関係文書	有形民俗文化財	—	平成21年12月9日
高木助一郎日記 附 挿入文書	有形文化財	古文書	平成22年12月8日
滝野川村戸部家文書	有形文化財	古文書	令和2年6月9日
山川城官墓碑 附 山川家墓碑・記念碑	有形文化財	歴史資料	令和2年6月9日

(指定解除)

中里遺跡出土独木舟	有形文化財	考古資料	平成2年9月20日
田端不動坂遺跡出土古墳時代祭祀遺物	有形文化財	考古資料	平成15年5月13日

台帳登録文化財一覧(区)

名称	区分		指定年月日
王子村大字豊島渡船場資料 附 箱1合	有形文化財	古文書	平成元年7月10日
青面金剛種子庚申侍供養塔	有形文化財	歴史資料	平成3年7月4日
石造青面金剛立像	有形文化財	歴史資料	平成3年7月4日
庚申侍供養石造地藏菩薩立像	有形文化財	歴史資料	平成4年1月13日
静勝寺近代文書	有形文化財	古文書	平成4年12月3日
下村富田家文書	有形文化財	古文書	平成21年10月5日
浮間村立石(邦)家文書	有形文化財	古文書	平成21年10月5日
香取神社本殿	有形文化財	建造物	平成21年10月5日
阿夫利神社社殿 (熊野神社旧本殿)	有形文化財	建造物	平成21年10月5日
正光寺山門	有形文化財	建造物	平成22年11月11日

2-3 社会的環境

1. 北区の概要

(1) 北区の位置と立地

北区は東京23区の北部に位置する。荒川を隔てて埼玉県川口市・戸田市に、東は荒川区および隅田川を隔てて足立区に接し、また一方で南は文京区・豊島区、そして西は板橋区に接する。東西に約2.9 km、南北に約9.3 kmと、南北に細長い形状をしており、面積は20.61 km²である。

武蔵野台地の縁辺部から東京低地へと連続した地勢を有し、飛鳥山の桜や荒川、隅田川、石神井川といった水辺空間に囲まれた、緑豊かな自然が魅力となっている。一方で、JRの駅が都内最多の11駅有することに加え、地下鉄、都電が通ることから、交通の利便性の良さも注目される。



図14 北区の位置『区勢要覧』より



写真15 飛鳥山の桜

(2) 交通網

区内の鉄道網や道路交通網は、JR線をはじめ、地下鉄や都電、バスなど複数の公共交通機関が集まっており、都心へのアクセスが充実している。

主な路線としてJR京浜東北線、JR埼京線、JR山手線、JR上野東京ライン、JR宇都宮線・高崎線、JR湘南新宿ライン、東京メトロ南北線、東京さくらトラム（都電荒川線）がある。

中里貝塚史跡広場、上中里2丁目広場までは、JR3駅から徒歩でアクセス可能である（尾久駅5分、上中里駅10分、田端駅15分）。

北区飛鳥山博物館へはJR京浜東北線および東京メトロ南北線王子駅より徒歩5分、東京さくらトラム飛鳥山停留場より徒歩4分でアクセス可能である。



写真16 北区飛鳥山博物館外観



図15 北区周辺の路線図

(3) 人口

令和2年(2020)1月1日時点の住民基本台帳によると、北区の総人口は353,908人、世帯数は198,711世帯で、人口密度は17,172人/km²となっている。

人口の推移に関しては、昭和55年(1980)以降は減少傾向だったが、2000年代からゆるやかな増加傾向に転じた。『北区人口推計調査報告書(平成30年3月)』によると、北区の人口は当面増加が続くものの、令和10年(2028)の362,006人をピークに、以降は減少局面となり、令和20年(2038)には356,691人へと減少するとみられている。

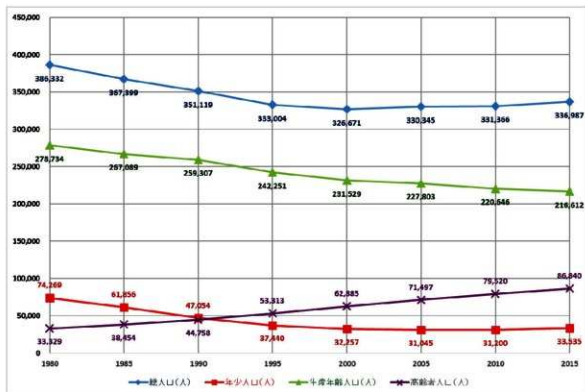


図16 北区の人口推移(総務省 国勢調査参照)

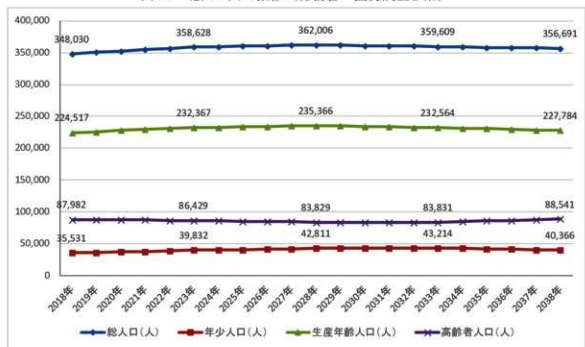


図17 北区の総人口および年齢3区分別人口推計(『北区人口推計調査報告書』より作成)

2. 計画地および周辺的环境

(1) 史跡指定地

① 中里貝塚史跡広場

本広場は、2箇所に分かれた指定地の西側に相当する（p41 図 28、p69 図 43 参照）。広さは4,071.04 m²である。

広場は金網柵で囲まれており、周囲には住宅やビルがある。

広場に入る入り口は、南・北・東の3箇所がある。夜間は施錠している（南側は常時施錠）。広場内は全面芝で覆われており、史跡標柱2箇所、説明板1箇所のほか、花壇がある。

広場の維持管理は、北区が地元町会から成る「中里貝塚史跡広場管理委員会」に委託し、門扉の開錠・施錠や、広場の清掃および除草、花壇の管理を行っている。

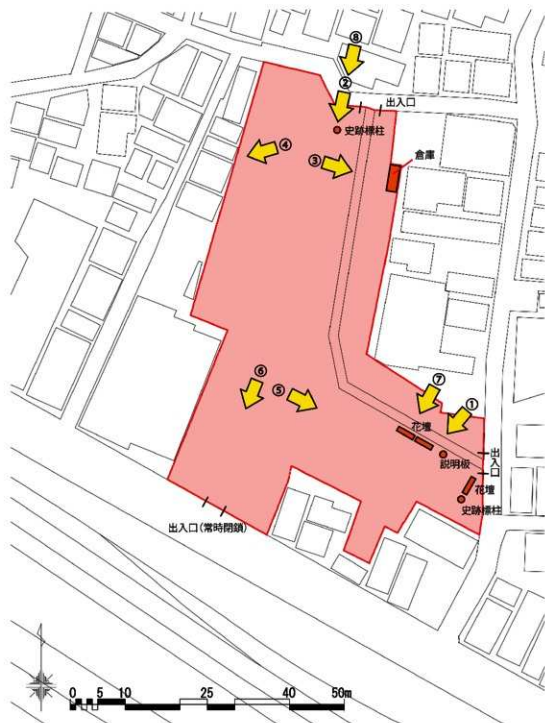


図 18 中里貝塚史跡広場写真真位置図



① 史跡の説明板



② 史跡標柱



③ 倉庫



④ 周辺住宅地



⑤ 周辺住宅地



⑥ 広場



⑦ 花壇



⑧ 金網柵

写真17 中里貝塚史跡広場写真

② 上中里2丁目広場

本広場は、2箇所に分かれた指定地の東側に相当する（p41 図 28、p69 図 43 参照）。敷地は、区道をはさんで南北に分かれるが、両所合わせた広さは 2,177.45 m²である。

広場は金網柵や防球ネットで囲われており、周囲には住宅と尾久車庫センターおよび関連施設がある。

広場に入る入り口は、区道に面した位置にそれぞれ1箇所、広場の東側に南北各2箇所の計6箇所ある。夜間は施錠している（最も北寄りの1箇所を除く、東側の3箇所は常時閉鎖）。広場内北側に史跡標柱、南側に公衆トイレ、水飲みがあり、北側のみダスト舗装されている。説明板は、金網柵沿いに2箇所設置されている。広場の維持管理は、北区役所道路公園課が行っている。

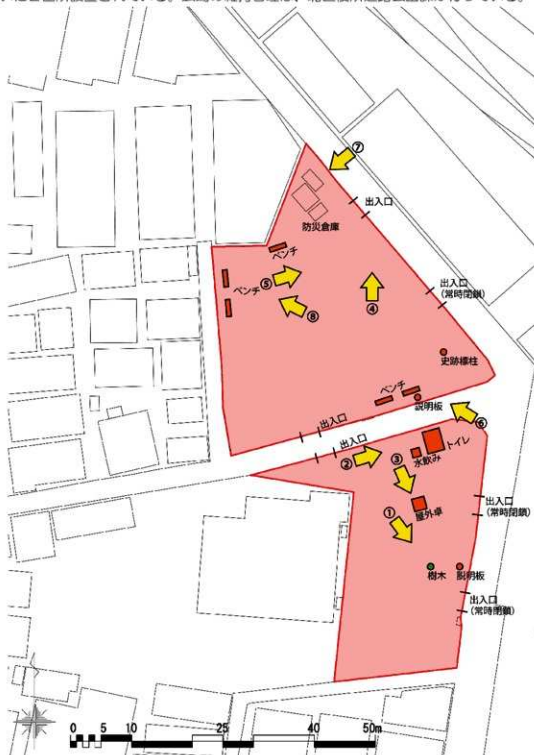


図 19 上中里2丁目広場写真位置図



① 既存樹木



② 公衆トイレ、水飲み



③ 屋外卓、樹木



④ 金網柵、防球ネット



⑤ 広場



⑥ 説明板、時計



⑦ 防災倉庫



⑧ 隣接する住宅

写真18 上中里2丁目広場写真

③ 史跡指定地へのアクセス環境

史跡指定地は、JRの線路群に挟まれる位置に立地する。そのことからJR線からのアクセスが良く、東北本線の尾久駅、京浜東北線の上中里駅・田端駅の3駅が徒歩圏内にある。

最も近いのが東北本線の尾久駅で、尾久車両センターの構内を横断する地下通路「タイムカプセル平成ロード」を通ると、徒歩5分でアクセス可能である。東北本線は、東京駅(東京都千代田区)から盛岡駅(岩手県盛岡市)を結ぶ路線である。埼玉県以北や、都心以南の遠隔地からの来訪に使用される傾向にある。また京浜東北線の上中里駅からは徒歩10分、田端駅からは徒歩15分でアクセスすることができる。京浜東北線は、大宮駅(埼玉県さいたま市)から東京駅を経由して、横浜駅(神奈川県横浜市)を結ぶ路線であり、比較的近隣からの来訪者に利用されている。

ただし最寄り駅からの徒歩を除くと、史跡指定地へのアクセスは極めて難しい状況にある。史跡指定地直近において、路線バス等公共交通機関の停留所はなく、史跡指定地に付属した駐車場・駐輪場もない。有料駐車場は、尾久駅北側の明治通り沿いに比較的多くあるが、史跡指定地周辺ではわずかな台数の乗用車が止められる程度である。

また2つの史跡指定地は100mほど離れた場所に立地する。そのため両指定地間の移動手段も徒歩となる。中里貝塚史跡広場→上中里2丁目広場の場合、来訪者の多くがJR線沿いの比較的広い区道(北65号)を経由するルートをとるのに対して、上中里2丁目広場→中里貝塚史跡広場の場合には、南北に分かれた上中里2丁目広場の間を通る区道(北399号)を移動する状況がしばしばみられる。なお本道は幅員が狭いもので、住宅の間を通る、いわゆる生活道路である。

そして現在の調査研究拠点である北区飛鳥山博物館から史跡指定地までは、1.5～1.6 kmほどの距離にある。その間の移動は、徒歩にて約20分もしくは、一部JR(京浜東北線/王子駅～上中里駅)や都営バス(草64系統/飛鳥山停留所～尾久駅前停留所)を利用して史跡指定地最寄り駅まで移動し、各最寄り駅からは徒歩にて現地に向かうというものである。

なお史跡指定地の所在については、北区飛鳥山博物館ホームページや文化財ガイドブック『北区のたからばこ』(北区飛鳥山博物館発行)や、『北区観光ガイドマップ』(北区産業振興課発行)にて周知を行っている。しかし最寄り駅から史跡指定地に至るまでの行程上において、史跡指定地の所在地やルートを示すような案内板・説明板等はない。



図 20 史跡指定地へのアクセス状況

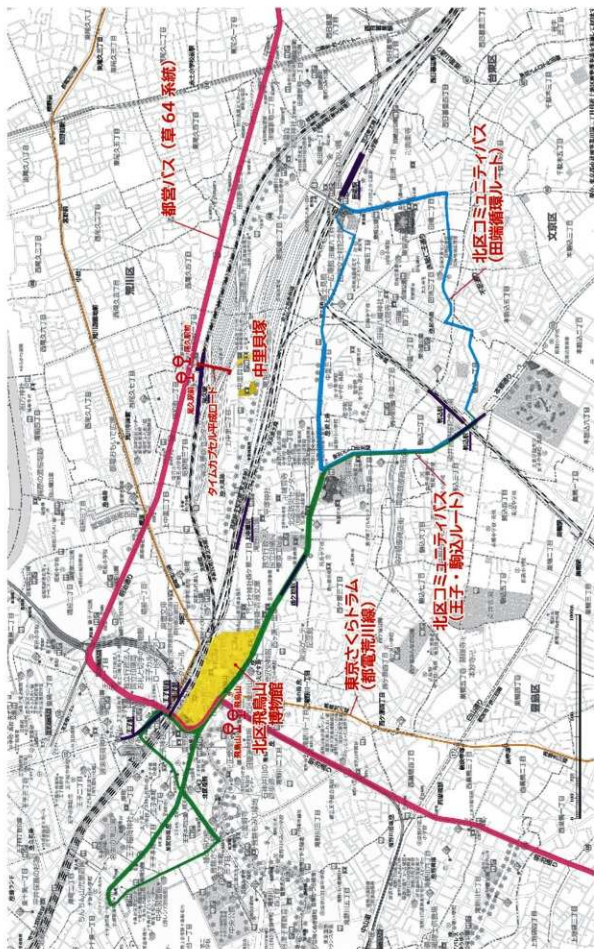


図 21 計画対象地周辺の公共交通機関

(2) 史跡指定地周辺の公共施設等

中里貝塚の周辺には、複数の公共施設等が点在する。JR尾久駅近くには、昭和町区民センター・昭和町ふれあい館・昭和町図書館（複合施設）がある。また北区立堀船中学校・堀船小学校・滝野川第五小学校があり、これらの3校は「堀船中サブファミリー」として、さまざまな連携・交流活動を行っている。

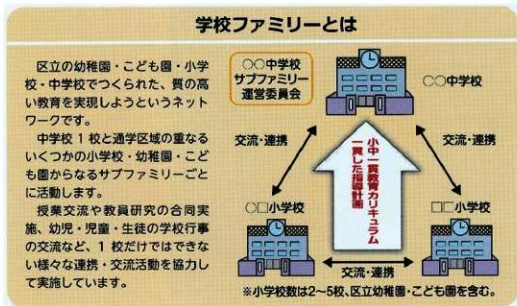


図22 学校ファミリーについて

(3) 計画地周辺の文化財

計画地周辺の滝野川西地区・滝野川東地区は、北区内でも文化財が密集する地域である。特に滝野川西地区の武蔵野台地縁辺部には、指定文化財が多く所在する。

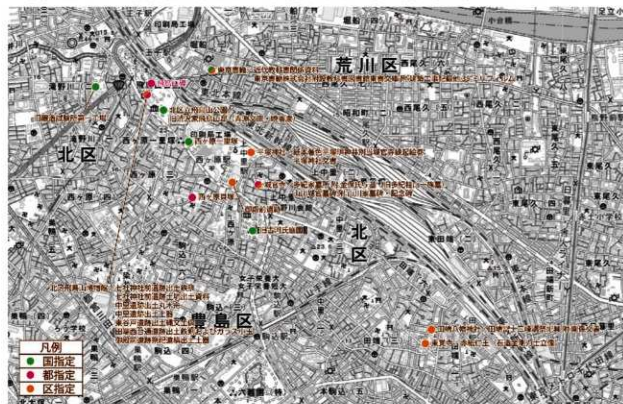


図23 計画地周辺の文化財

指定文化財

滝野川西地区

- ・北区立飛鳥山公園／旧沢家飛鳥山邸（青淵文庫・晩香廬）〔国〕重要文化財（建造物）
飛鳥山碑〔都〕有形文化財（古文書）
- ・北区立飛鳥山博物館／七社神社前遺跡出土鉄釧〔区〕有形文化財（考古資料）
七社神社前遺跡土坑群出土資料〔区〕有形文化財（考古資料）
東谷戸遺跡出土土偶〔区〕有形文化財（考古資料）
御殿前遺跡祭祀遺構出土土器〔区〕有形文化財（考古資料）
田端西大通遺跡出土鉄剣およびガラス小玉〔区〕有形文化財（考古資料）
中里遺跡出土丸木舟〔都〕有形文化財（考古資料）
中里遺跡出土縄文土器〔区〕有形文化財（考古資料）
- ・旧醸造試験所第一工場〔国〕重要文化財（建造物）
- ・西ヶ原一里塚〔国〕史跡
- ・西ヶ原貝塚〔都〕史跡
- ・御殿前遺跡〔区〕史跡
- ・平塚神社／紙本著色平塚明神并別当城官寺縁起絵巻〔区〕有形文化財（歴史資料）
平塚神社文書〔区〕有形文化財（古文書）
- ・城官寺／多紀家墓所 附 金保氏墓5基（旧多紀桂山一族墓）〔都〕史跡
山川城官墓碑 附 山川家墓碑・記念碑〔区〕有形文化財（歴史資料）
- ・旧古河氏庭園〔国〕名勝
- ・田端八幡神社／田端富士三峰講祭祀具 附 関係文書〔区〕有形民俗文化財
- ・東覚寺／赤紙仁王（石造金剛力士立像）〔区〕有形民俗文化財

滝野川東地区

- ・東京書籍／近代教科書関係資料〔国〕重要文化財（歴史資料）
東京書籍株式会社附設教科書図書館東書文庫 附 建築工事記録他35ミリフィルム〔区〕有形文化財（建造物）



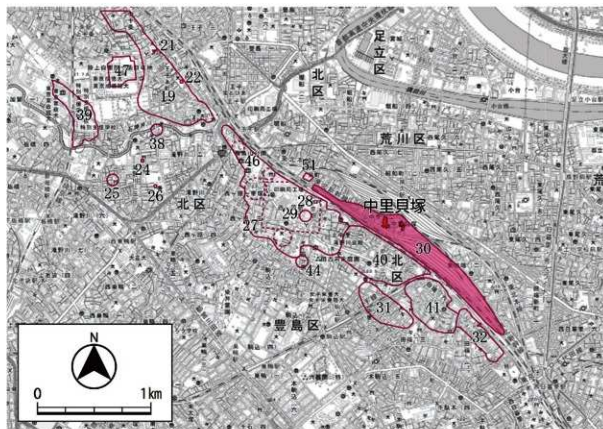
写真19 計画地周辺の文化財

3. 法規制

(1) 文化財保護法（史跡指定地、周知の埋蔵文化財包蔵地）

【担当窓口：北区教育委員会事務局教育振興部飛鳥山博物館】

史跡中里貝塚(濃い赤)は平成12年(2000)9月6日に国史跡に指定され、平成24年(2012)9月19日に西側の一部が追加指定されている。指定地内は、文化財保護法125条において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない」と定められている。また、指定地周辺は文化財保護法における周知の埋蔵文化財包蔵地(中里遺跡北区No.30(薄い赤))となっており、開発行為等により土地の掘削を行う場合には、事前の通知・届出が義務づけられている。



包蔵地・遺跡名称

30 中里遺跡	19 十条台遺跡群	32 田端不動坂遺跡
27 西ヶ原遺跡群	21 十条台小学校横穴墓	38 滝野川城跡
— 西ヶ原貝塚	22 王子稲荷裏古墳	39 下十条遺跡
— 御殿前遺跡	24 四本木稲荷古墳	40 中里峡上遺跡
— 七社神社前遺跡	25 滝野川八幡社裏貝塚	41 田端西台通遺跡
— 七社神社裏遺跡	26 滝野川古墳	44 東谷戸遺跡
— 飛鳥山遺跡	28 甲冑塚古墳	46 飛鳥山古墳群
	29 武蔵国豊島郡衙跡	47 十条久保遺跡
	31 田端町遺跡	51 柴町貝塚

図24 中里貝塚周辺の埋蔵文化財包蔵地

(2) 都市計画法（用途地域、用途制限など）

【担当窓口：北区まちづくり部都市計画課】

北区は「東京都市計画区域」にあり、荒川・隅田川・新河岸川が市街化調整区域となっている以外は、全て市街化区域となっている。

史跡指定地周辺の用途地域は、準工業地域に指定されている。この地域には、住宅や中小工場が混在する。危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがある工場などは建てられない地域となっている。

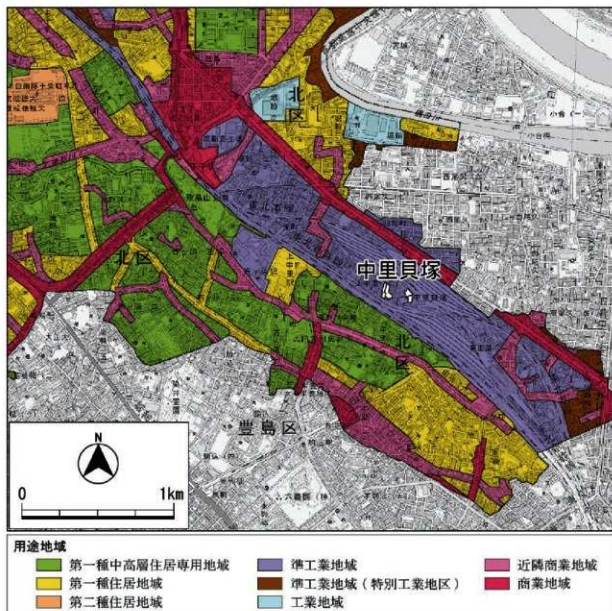


図 25 用途地域図

表2 用途地域内の建築物用途制限

用途	第一種中高層住居専用地域		第二種中高層住居専用地域		第一種住居地域		第二種住居地域		近隣商業地域		準工業地域		工業地域		備考
	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	○	●	
<input type="checkbox"/> 建てられる用途 <input checked="" type="checkbox"/> 建てられない用途 ①、②、③、▲面積は、階数等の制限あり（備考欄を参照）															
住宅、共同住宅、寄宿舎、下宿	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
※前七で、非住部分の床面積が50㎡以下で、建築物の延べ面積の2分の1未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が150㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
店舗等の床面積が150㎡を超え、300㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 日用品販売店舗、喫茶店、理髪店、健児器等のサービス業用店舗のみ、2階以下。
店舗等の床面積が300㎡を超え、500㎡以下のもの			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	② ①に加え、物品販売店舗、飲食店、相席や喫煙、銀行の支店、宅地建物取引業等のサービス業用店舗のみ、2階以下。
店舗等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの															③ 2階以下。
店舗等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの															
店舗等の床面積が3,000㎡を超え、10,000㎡以下のもの															
店舗等の床面積が10,000㎡を超えるもの															
事務所等			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が150㎡を超え、500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
事務所等の床面積が500㎡を超え、1,500㎡以下のもの			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 2階以下
事務所等の床面積が1,500㎡を超え、3,000㎡以下のもの															
事務所等の床面積が3,000㎡を超えるもの															
ホテル、旅館			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
体育館、テニス練習場			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 2階以下かつ1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下
遊戯風俗施設			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
ボーリング場、スケート場、水泳場、ゴルフ練習場、パッチング練習場等			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 10,000㎡以下
カラオケボックス等			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 10,000㎡以下
麻雀屋、パチンコ屋、射撃場、馬券・車券発売所等			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 10,000㎡以下
劇場、映画館、演芸場、観覧場			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
キャバレー等、料理屋、個室付浴場等															▲ 個室付浴場等を除く
公園施設・病院・学校			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
幼稚園、小学校、中学校、高等学校			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
大学、高等専門学校、専修学校等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
図書館、公民館、考古資料館			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
博物館、美術館、水族館、植物園			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 2階以下かつ1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下
巡回派出所、公衆電話所			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
郵便の業務（郵便窓口業務を含む。）の用に供する施設			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 500㎡以下 ② 4階以下
神社、寺院、教会等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
病院、老人保健施設（20床以上）			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
公衆浴場、診療所、老人保健施設（19床以下）、保育所等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人ホーム、身体障害者福祉ホーム等			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
老人福祉センター、児童厚生施設等			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 600㎡以下
自動車教習所			▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 3,000㎡以下
単独車庫（附属車庫を除く）			▲	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	▲ 300㎡以下 2階以下
建築物用個人自動車庫			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 600㎡以下 1階以下 ② 3,000㎡以下 2階以下 ③ 2階以下
①②③については、建築物の延べ面積の1/2以下で、備考欄に記載の制限															※一団地の敷地内については別記の制限あり
自己用倉庫			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	① 2階以下かつ1,500㎡以下 ② 3,000㎡以下
倉庫業倉庫															
畜舎（15㎡を超えるもの）															▲ 3,000㎡以下
パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋、洋酒屋、畳屋、建具屋、自転車店等で作業場の床面積が50㎡以下			▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	原動機の制限あり ▲ 2階以下
危険性や環境を悪化させるおそれが少ない工場															○ 原動機・作業内容の制限あり
危険性や環境を悪化させるおそれが多い工場															○ 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 150㎡以下
危険性や環境を悪化させるおそれがある工場															○
自動車修理工場															○ 作業場の床面積 ① 50㎡以下 ② 300㎡以下 原動機の制限あり
大漆、石油類、ガスなどの危険物の貯蔵・処理の量															① 1,500㎡以下 2階以下 ② 3,000㎡以下
量が非常に少ない施設															
量が少ない施設															
量がやや多い施設															
量が多い施設															
卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場等															都市計画区域内においては都市計画決定が必要

※本表は、建築基準法別表第2の概要であり、すべての制限について記載したものではありません。

(3) 災害対策基本法（避難場所、避難所など）

【担当窓口：北区危機管理室防災・危機管理課】

災害対策基本法とは、「国民の生命、身体及び財産を災害から保護し、もって、社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的」とした法律である。北区は平成30年(2018)に改訂版の『東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）』を策定している。

避難場所とは、地震火災から住民の生命を守るため、火災が鎮火するまで待つ場所であり、東京都震災対策条例に基づき昭和47年(1972)から東京都が指定している。平成30年(2018)6月に第8回の指定見直しを行い、北区内の避難場所は21か所となっている。

史跡指定地周辺の避難場所としては、「JR田端・尾久駅周辺一帯」が指定されているが、操車場のため、通常は立ち入ることができないことから、災害時に近隣住民が速やかに避難できる状況とはなっていない。

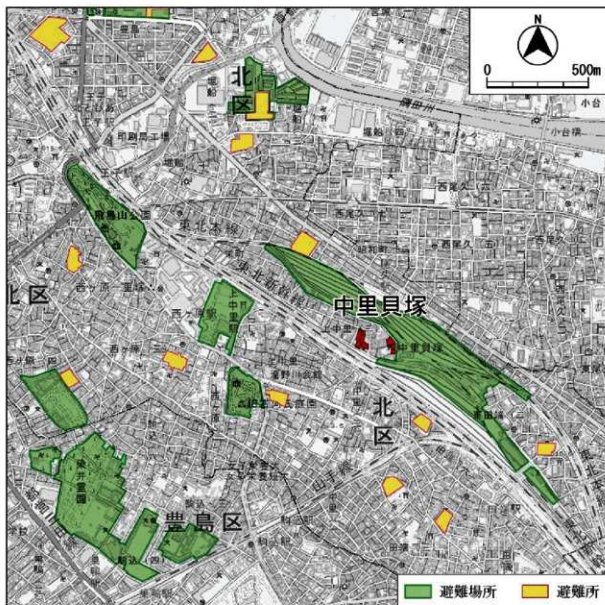


図 26 中里貝塚周辺の避難場所および避難所

(4) 東京都屋外広告物条例

【担当窓口：北区土木部施設管理課】

東京都屋外広告物条例では、屋外広告物等を出す（＝屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置する）ことを禁止する必要がある地域や場所を禁止区域（条例第6条）として定めているとともに、街路樹やガードレールなどの屋外広告物を出せない禁止物件（条例第7条）を定めている。また、知事の許可を受けることによって屋外広告物を出せる地域や場所を許可区域（条例第8条）として定めている。

中里貝塚史跡広場は、「公共団体の管理する公園」に該当する。禁止区域、禁止物件および許可区域の概要は、以下の通りである。

表3 『屋外広告物のしおり』p2を改変)

区分	禁止区域・禁止物件	主な適用除外広告物	
	禁止されている地域・場所の例	許可を受けて出せる広告物	許可が不要な広告物
禁 止 区 域	<ul style="list-style-type: none"> ○第1種・第2種低層住居専用地域 ○第1種・第2種中高層住居専用地域 ○田園住居地域 ○特別緑地保全地区 ○景観地区のうち知事が指定する区域 ○旧美観地区[※]、風致地区 (知事の指定により出せる場所あり) ○保安林 ○文化財保護法の建造物及びその周囲 ○歴史的又は都市的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲 ○墓地、火葬場、葬儀場、社寺、教会 ○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、種台敷地 ○国立公園・国定公園・都立自然公園の特別地域 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道及び軌道の路側用地及びそれに接続する地域で、知事の定める地域（4ページ及び5ページ参照） ○前記に掲げるもののほか、別に知事が定める地域 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照） ○道標・案内図板等の広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○知事が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○自家用広告物で条件に合うもの（次ページ参照） ○他の法令の規定により表示するもの等 ○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示するはり紙、はり札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの
	禁 止 物 件	<p>禁止されている物件の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ○橋、高架道路、高架鉄道及び軌道 ○道路標識、信号機、ガードレール、街路樹 ○郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔、ガスタンク、水道タンク、煙突、無線塔、吸排気塔、形像、記念碑 ○石垣、がけ、土手、堤防、擁壁 ○景観重要建造物、景観重要樹木 ○その他知事の指定物件（パーキングメーター等） <p>はり紙、はり札等、広告旗又は立看板等のみが禁止されている物件</p> <ul style="list-style-type: none"> ○電柱、街路灯柱、消火栓標識 ○アーチ・アーケードの支柱 	許可を受けて出せる広告物

※景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第1条の規定による改正前の都市計画法第8条の規定により定められた美観地区をいう（以下同じ。）。

(5) 景観法

【担当窓口：まちづくり部都市計画課】

景観計画では、北区全域が景観計画区域となっており、景観に関する方針や景観形成基準と特定地区の景観まちづくりの目標および良好な景観づくりに関する方針や景観形成基準を設けている。

中里貝塚史跡広場、上中里2丁目広場は、一般地区となっており、北区飛鳥山博物館は景観形成方針地区となっている。

対象の行為、規模の場合は、景観形成基準に準じたものとし、事前の届け出が必要となる。

表4 届出対象行為・規模

届出対象地区	届出対象行為・届出対象規模						
1. 一般地区 ・特定地区を除く ・全域	<p>建築物</p> <p><届出行為></p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模な建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗壁を含む) <p><届出規模></p> <p>次のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>建築物</td> <td>高さ30m以上又は延べ面積が1,200㎡以上</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域</td> <td>高さ20m以上又は延べ面積が1,000㎡以上</td> </tr> <tr> <td>その他の地域</td> <td>高さ20m以上又は延べ面積が300㎡以上</td> </tr> </table> <p>上記の地域の名称は都市計画法による用途地域とします。</p> <p>工作物</p> <p><届出行為></p> <ul style="list-style-type: none"> 工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(景観計画の基準に適合していない塗壁を含む) <p><届出規模></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法等の法に規定する工作物(確認の申請が必要な工作物)及び市区条例等で定める工作物(7.103参照) <p>開発行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <届出行為> 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為 <届出規模> 開発区域面積が500㎡以上 	建築物	高さ30m以上又は延べ面積が1,200㎡以上	近隣商業地域	高さ20m以上又は延べ面積が1,000㎡以上	その他の地域	高さ20m以上又は延べ面積が300㎡以上
建築物	高さ30m以上又は延べ面積が1,200㎡以上						
近隣商業地域	高さ20m以上又は延べ面積が1,000㎡以上						
その他の地域	高さ20m以上又は延べ面積が300㎡以上						
3. 景観形成方針地区 ・飛鳥山公園周辺地区 ・石神井川沿川地区 ・麻線台緑地区 ・お茶臼緑地区 ・荒川沿川地区 ・中央公園周辺地区	<p>一般地区又は景観形成重点地区の届出対象行為・届出対象規模を適用します。</p>						

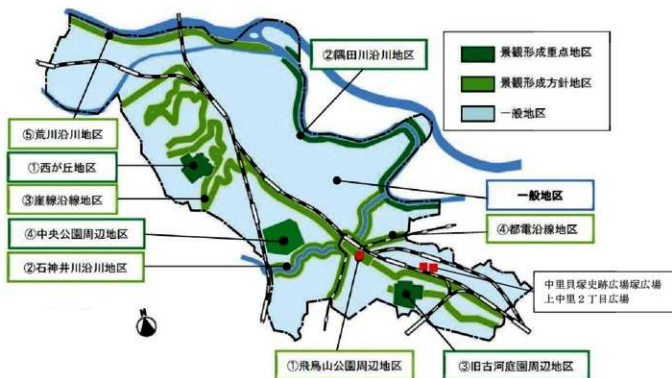


図27 景観計画区域の指定



第3章 史跡の概要および現状と課題

第3章 史跡の概要および現状と課題

3-1 史跡の概要

1. 史跡指定地

(1) 指定範囲・面積

- 指定名称：史跡中里貝塚
- 指定年月日（官報告示）：平成 12 年（2000）9 月 6 日
平成 24 年（2012）9 月 19 日 追加指定
- 所在地：東京都北区上中里二丁目
(2-19, 2-20, 4-25, 8-3, 8-14, 9-13, 9-14, 8-4, 8-5, 9-3, 9-17)
- 指定面積：6,248.49 m²
- 指定理由：
最大で厚さ 4.5 メートル以上の貝層が広がる、縄文時代の海浜低地に営まれた巨大な貝塚。焼石を投入して水を沸騰させて貝のむき身を取ったと考えられる土坑や焼き火跡、木道などが確認されている。生産された大量の干し貝は、内陸へ供給されたものと想定され、縄文時代の生産、社会的分業、社会の仕組みを考える上で重要である。



図 28 史跡指定地の地番図

(2) 指定説明文

① 平成12年(2000)7月1日発行『月刊文化財 七月号』

中里貝塚

東京都北区上中里二丁目

中里貝塚は、武蔵野台地下、旧東京湾奥部の西側の浜辺に営まれた縄文時代の貝塚である。付近の武蔵野台地上には同じ縄文時代中期の西ヶ原貝塚や御殿前遺跡がある。

中里における貝塚の存在は早くから知られ、大森貝塚の発掘から九年後の明治十九年には白井光太郎によって「中里村介塚」として学界に初めて報告された。その後、明治二十九年には鳥居龍蔵らが、貝塚を見つけたスケッチを残している。このように明治年間から学界に報告され注目された貝塚であったが、その後、鉄道敷設や宅地化でしだいにその存在も忘れられていった。

昭和三十三年に和島誠一による調査が行われ、厚さ二メートル以上に及びハマグリとマガキからなる貝層が確かめられた。昭和五十八・五十九年に周辺で行われた調査でも、当時の浜辺からムクノキ製の丸木船一艘と集石炉二基が出土した。公園建設に伴って北区教育委員会が行った平成八年の発掘調査では、厚さ四メートルの大規模な貝層と貝の処理施設と考えられる二基の浅い皿状の土坑が検出された。この土坑は一・六メートル×三メートルと〇・六メートル×五メートルの大きさで、いずれも内壁に粘土を貼り、枠取りをするように枝を縁に巡らしている。土坑内からは大小の焼石やマガキのブロックが出土したことから、土坑中に貝を置いて水を張り、焼石を投入して水を沸騰させ、貝の口を開けた処理施設であったと推測された。こうした施設を用いて集中的に貝を加工した結果、膨大な量の貝が堆積したことも想定された。また、出土土器から貝層の形成は縄文時代中期中葉から後期初頭であること、貝層中には焚き火跡と判断される木炭層や灰層があることも確認された。さらに、平成十一年にも、マンション建設に先立って、北区教育委員会が平成八年の調査地点の西一〇二メートルの地点を発掘調査し、厚さ二メートル以上の貝層下の汲水台に最大長さ六・二メートル以上の木道と、それに続く長径三・二メートル、短径一・七メートル、深さ〇・五メートルの土坑を確認した。なお、平成八年、十一年の両調査地点とも保存が図られている。

このように中里貝塚は、集落から離れた浜辺で付近の集落に暮らしの人びとが協業して貝加工を行った結果残された、南北一〇〇メートル以上、東西五〇〇メートル以上の範囲に最大で厚さ四・五メートル以上の貝層が広がる、巨大な貝塚である。そして、縄文時代に自給自足的な範囲を越えて内陸の他の集落へ供給することを目的とした貝の加工処理があったことを各種の遺構で具体的に伝える重要な遺跡でもある。よって史跡に指定し保護を図るものである。

② 平成24年(2012)9月1日発行『月刊文化財 九月号』

中里貝塚

東京都北区

中里貝塚は、旧東京湾奥部の西側、標高三メートルの浜辺に立地する縄文時代中期後半の貝塚である。その存在は明治初期から学界で広く知られ、東西五〇〇メートル、南北一〇〇メートル、最大厚四・五メートルの貝層は、国内最大級の規模を有する。

この分厚い貝層は、ハマグリとマガキの純貝層によって形成されることや、周辺に居住域が未確認であったことから、かつては自然貝層とする見解もあった。しかし、昭和五十八年以降の北区教育委員会による数度にわたる発掘調査により、少量ながら加曽利E式土器が出土すること、浅い土坑から出土する焼け石やマガキから煮沸等による貝の加工が想定されること、貝層中から焼石・木炭・灰がブロック状に包含されること等から、貝の加工を集中的に行った結果として貝層が分厚く堆積したことが明らかになった。また、貝塚に近接した低地からは、ほぼ完全な形の丸木舟が出土し、旧東京湾における海上活動の一端も明らかになった。このように、中里貝塚はその規模もさることながら、居住域に近接し生活残滓の廃棄によって形成された通常の貝塚とは異なり、貝の加工場として生業実態を知ることのできる数少ない貝塚であることから、平成十二年に史跡に指定された。

今回、既指定地の西側隣接地において発掘調査を実施したところ貝層の西端部が確認された。また、貝層の上部に縄文時代晩期の泥炭層が確認されたことで、海退による陸化の状況も具体的に明らかになった。よって、この部分を追加指定し、保護の万全を図ろうとするものである。

(3) 土地所有状況・公有化の経緯

約 62,000 m²に及びみられる貝層の分布範囲のうち、その約 1/10 にあたる 6,248.49 m²が、現在史跡に指定されている。東西2箇所に分かれる史跡指定地は、いずれも公有地である。

東側指定地は、北区が公園用地として土地を取得し、史跡指定前には公有地となっていたものである。また西側指定地は、マンション建設に伴う事前調査中に史跡指定ならびに土地買上げの方針が決まり、公有地化が図られたものである。なお追加指定地については、平成 23 年(2011)に西側指定地の隣接地にて、工場跡地におけるマンション建設計画を契機として行われた範囲確認調査で、2mを超す良好な貝層の遺存が確認されたことを受け、指定後に公有地化したものである。

表5 中里貝塚の調査履歴と公有化の経緯

	中里遺跡 (中里貝塚)	中里貝塚(史跡指定地) / 合計面積: 6,248.49 m ²		
		A地点	B地点	J地点
		2,177.45 m ²	2,256.26 m ²	1,814.79 m ²
		2-19, 2-20, 4-25	8-3, 8-14, 9-13, 9-14	8-4, 8-5, 9-3, 9-17
明治19年 (1886)	白井光太郎が「中里村介塚」として『人類学会報告』に初めて報告			
明治27年頃 (1894頃)	鳥居龍蔵・佐藤傳蔵の調査			
昭和33年 (1958)	和島誠一のトレンチ調査		(和島トレンチ)	
昭和47年 (1982)	東北新幹線事業に伴う試掘調査を実施(中里遺跡)			
昭和58年 (1983)	“東北新幹線中里遺跡調査会”・“中里遺跡調査団”設立、本調査を実施			
昭和59年 (1984)	東北新幹線事業に伴う本調査が終了(中里遺跡)			
平成2年 (1990)	上中里 2-45(老人ホム)と東田端 2-20(東日本旅客鉄道本社ビル)の発掘調査 北区が公園用地として取得した“上中里2丁目広場”の発掘調査			最大厚 約4.5m の貝層を抽出
平成8年 (1996)	10/12, 10/19: 現地説明会を開催 11/13: 天皇皇后両陛下が御見学	A地点の調査		
平成9年 (1997)	7/14: 『中里貝塚—発掘調査報告—』を発行			
平成10年 (1998)	3/2: 貝塚町会館にて地元説明会を開催			12月11日: 工事着手
平成11年 (1999)	上中里 2-6-9, 2-9-3, 2-4の発掘調査 工場移転に伴う開発計画の事前調査(B地点)			4月1日: 広場の閉鎖 B地点の調査
平成11年度末				3月15日: 公有化
平成12年 (2000)	上中里 2-6-2, 2-11-3, 2-18-2, 2-4, 2-10-13の確認調査 10/21 ~ 11/19: B地点を再発掘し、貝層を一般公開 10/25: 史跡のパンフレット・小冊子を発行			9月6日: 国史跡に指定
平成13年 (2001)	1/15 ~ 3/8: B地点の暫定整備(側溝・門扉等)			
平成16年 (2004)	9/22 ~ 12/15: B地点の園路等整備(園路・散水栓等)			
平成20年 (2008)	9/10 ~ 9/30: B地点の道路段差解消(アスファルト舗装・境界線設置)			
平成22年 (2010)	10/23 ~ 12/5: 国史跡指定10周年記念企画展“東京都の貝塚文化”を開催 11/21: 企画展の会期中にシンポジウム“中里貝塚と縄文社会”を開催			
平成23年 (2011)	製造工場の解体工事に伴う確認調査(J地点)			J地点の調査
平成24年 (2012)				9月19日: 追加指定
平成25年 ~平成26年	9/21 ~ 3/31: J地点の史跡広場拡張整備(フェンス・擁壁・門扉・側溝・検査)			11月2日: 公有化
平成29年 (2017)	中里貝塚の『総括報告書』を刊行			
平成29年度 ~令和元年度				保存活用計画策定



図29 明治期のスケッチ(鳥居龍蔵・佐藤傳蔵調査時)

2. 調査の概要

(1) 中里貝塚の発見

東京都北区に所在する中里貝塚は、縄文時代中期から後期初頭にかけて、当時の海岸線に形成された大型の貝塚である。

夥しい量の貝殻が露出する様子は、古くから人々の耳目を集めていたようで、江戸時代後期の地誌や絵図面に「かきからやま」「かきからづか」（漢字の表記方法には種々あり）として、その様子が記されている。また『江戸志』によると、これらの蛸殻は胡粉（近代においては焼石灰）の原料として転用されたことが記されている。だがこの時代、なぜ当地から大量の貝殻が見つかるのかという、要因についてまで言及するものは少なく、『江戸砂子』等が「むかし此邊入海なりしといひつたふ」と記述するにとどまる。

その中里貝塚を「遺跡」として、学界に名を広めたのは植物学者の白井光太郎である。明治19年（1886）に、「中里村介塚」と題して『東京人類学会報告』にて発表するや否や、気鋭の研究者により、中里貝塚の性格はさまざまに議論されていくこととなる。だが昭和時代に入ると、中里貝塚について記したものが多く、この辺りに貝塚があったとの遺功を伝えるのみとなっている。尾久駅・上中里駅の開業等に伴って急速に市街地化が進み、貝塚は町並みおよびその地中に埋没していったためと推測される。中里貝塚周辺の「内貝塚」「西貝塚」「貝塚向」などの、貝塚に因んだ小字名も、昭和22年（1947）の北区成立前後の町名変更の中で次第に消えていき、現在では町会名に残されているばかりである。

中里貝塚の実態解明は、昭和58年（1983）以降に行われた一連の調査により劇的に進められていくこととなる。とりわけ平成8年（1996）に行われたA地点での調査は、最大で4.5mもの厚さにある貝層や木枠付土坑（貝処理施設）といった、中里貝塚の性格を決定づける新たな発見が相次いだものであった。白井光太郎による「中里貝塚の発見」から100有余年を経て、中里貝塚はようやくその全容が明らかとなったのである。

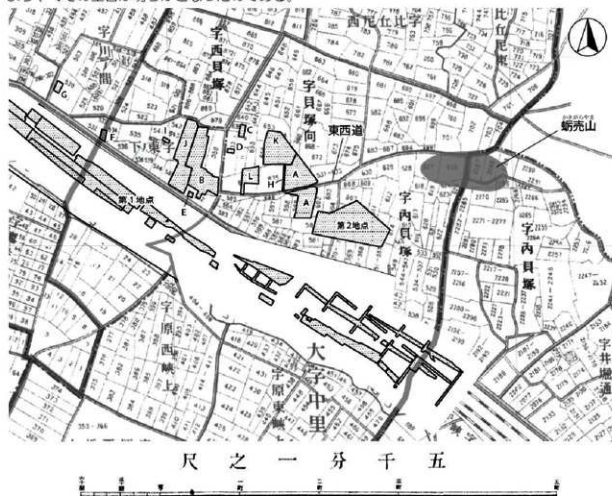


図30 調査地点周辺にみえる「貝塚」地名（『史跡中里貝塚総括報告書』p15より引用）

(2) 発掘調査の概要

中里貝塚では、これまでに12地点で調査を実施し、貝層の分布範囲などを確認しているが、特徴的な遺構等は、現在の史跡指定地にあたるA地点およびB地点で検出されている。

表6 調査地点

調査地点名	事業名	発掘調査期間	調査面積	調査者
第1地点	東北新幹線敷設	1983.6.27～1984.10.3	24,000㎡	東北新幹線中里遺跡調査会
第2地点	老人ホーム建設	1990.7.1～1991.1.19	1,700㎡	中里遺跡調査団
A地点	公園整備	1996.7.24～11.21	1,100㎡	中里遺跡調査団
	防火水槽	1996.12.6～1997.1.24	23㎡	中里遺跡調査団
	学術調査(杭区)	1996.12.6～1997.2.5	50㎡	北区教育委員会
	学術調査	1998.9.28～10.9	13㎡	北区教育委員会
B地点	マンション建設	1999.9.8～2000.1.15	650㎡	中里貝塚遺跡調査会
	確認調査(北側)	1999.9.28～10.18	60㎡	北区教育委員会
C地点	確認調査	1998.8.10～8.14	11㎡	北区教育委員会
D地点	確認調査	2000.6.27・28	9㎡	北区教育委員会
E地点	確認調査	1998.8.10	8㎡	北区教育委員会
F地点	確認調査	2000.8.14～8.18	4㎡	北区教育委員会
G地点	LPG貯槽設置	2000.9.1～9.18	72㎡	中里遺跡調査会
H地点	下水道工事	2000.9.27～10.4	31㎡	北区教育委員会
I地点	確認調査	2000.11.10	2㎡	北区教育委員会
J地点	確認調査	2011.6.20～7.25	281㎡	北区教育委員会
K地点	確認調査	2014.11.25～12.5	85㎡	北区教育委員会
L地点	確認調査	2015.2.12～3.6	47㎡	北区教育委員会

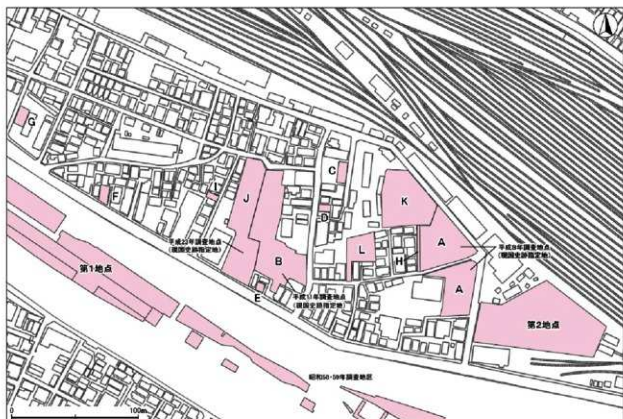


図31 調査地点位置図

① A地点（東側指定地）【上中里2丁目広場】

A地点は、平成8年（1996）の調査が行われた地点で、現在の上中里2丁目広場に相当する。A地点では公園整備に先立つ事前調査で貝塚本体を検出し、長短10本のトレンチを設定してハマグリとマガキの純貝層を掘り下げた。

貝層は塚状の堆積を呈し、南北幅約30～40mの塚状の高まりが東西方向に延びる。その層厚は4.3～4.5mを最大厚とし、随所に4.0m前後を測った。層厚は大きく3層に分けられ、貝層の下層はマガキ主体層、中層ではハマグリ・マガキが交互に堆積する様子が見られた。そして上層はハマグリのみ貝層を覆うように再びマガキが堆積している。なお貝層上面から概ね1.5mほどの深さで湧水があるため、水中ポンプでの排水処理が行われている。

A地点第2区（南側）、貝層と田端微高地が接するところの砂層中からは、本貝塚を特徴づける木枠付土坑が2基検出された。これは枠取りをするように土坑の内面に枝を巡らせた遺構で、貝層形成の初期段階において貝を茹でる、あるいは蒸すことで、効率よくマガキの身を取り出すために使用された処理施設と推測できるものである。周辺にはこのような遺構がいくつも存在したとみられ、加工場的な空間を構成したと考えられる。なお標高3.5mを境に上部の貝層中にはレンズ状に堆積した炭化物や灰が幾重にも検出されているが、これも同様に土器を用いずに殻から貝肉を取り出した、剥き身処理の痕跡とみられている。

またA地点第1区（北側）では、貝層下に堆積するシルト層（干潟）に打ち込まれた状態の杭が6本確認されている。これらの杭は先を尖らせたもので、規則的に並んで列をなしているようである。そのことから、かつてはマガキの養殖にかかわるものとの可能性も指摘されたが、用途については不明である。

出土した遺構は、貝層を除けば限られ居住施設はない。人工遺物も一般的な貝塚に比べ、極端に少ないものであった。出土した縄文土器の総数は、小片を含めても81点である。貝類以外の動物遺体も希少で獣骨類は全くなく、海岸線に形成された貝塚であるにもかかわらず、魚骨もわずかにあった。

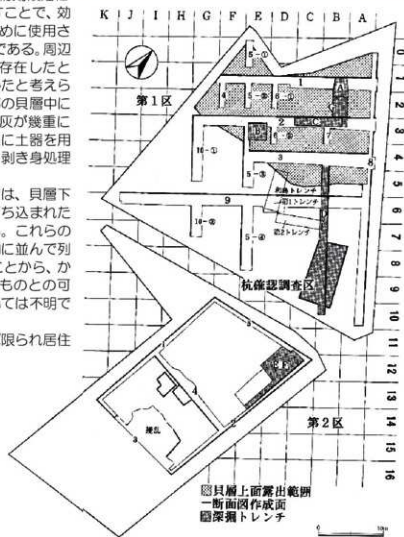


図32 A地点の調査箇所（『史跡中里貝塚総括報告書』p36より引用）



写真20 貝層および杭列



写真21 木杵付土坑



写真22 貝処理施設模型



図33 貝処理理想定図 (『奥東京湾の貝塚文化—中里貝塚とその時代—』p28より引用)

② B地点（西側指定地）【中里貝塚史跡広場】

B地点は、平成11年（1999）に調査が行われた地点で、平成23年（2011）に調査が行われたJ地点とともに中里貝塚史跡広場として暫定整備されている。

B地点では、マンション建設に伴う事前調査において、L字形の敷地南側650㎡を調査区として、表土掘削を行ったところ、貝層が全面に現れた。貝層には6本のトレンチを入れて波食台まで深掘りした。敷地の北側には、範囲確認用の全長58.0mの南北トレンチを設け、貝層検出後5m間隔で12地点のボーリング調査を実施した。

検出された貝層はマガキを主体とするもので、層厚2.0mに達する。貝層の堆積構造は北側に下がる斜交構造をしており、海側に貝殻を投棄している様子がうかがえる。A地点同様人工遺物は希薄で、貝層上部には焼き火跡などの薄層が無数に挟まる。

また調査区南東側、貝層直下の波食台上からは、木道とそれにつながる土坑が発見された。木道は1本の丸木を半載したもので、半載された面を上に向け、波食台に形成された窪みにすっぽりと収まるようにして出土した。樹種はコナラ亜属で樹皮も残っており、6.5mを測る材は、調査区外にも延びるとみられる。材上面の標高はほぼ一定で、一部に加工痕が確認された。

一方土坑は、木道の根に接し、波食台を楕円形に掘り込んで造られていた。規模は南北方向の長軸が3.2m、短軸1.7m、最深0.5mを測る。木道と土坑からは、縄文土器11点、土器片鏝2点、イタボガキ1点、加工材5点（木道含む）、石器2点の他、313点の礫（うち300点は土坑に集中）が出土している。

木道には、土坑までの通路としての足場の確保や目印であった機能が想定されるが、土坑の用途は不明な点が多い。ただし土坑内部の貝類分析から、干潮時でも海水が残る潮だまりであったことが推定され、海水が浸入する海岸において何らかの活動を行った様子が想定される。

またB地点の西側に位置するJ地点は、大正時代から操業する工場の解体工事のちに範囲確認調査を行ったものである。クランク状の南北に細長い敷地1,785㎡において貝層の堆積状況と範囲確認を目的とし、南北方向に任意で調査区南側に1本、北側に2本の計3箇所のトレンチ調査を実施した。

なお地表面1.2m～1.5m付近の貝層中で湧水があるため、その対策としてトレンチ内にテストピットを兼ねた排水溝を設けた。水中ポンプで排水しながら調査は進められ、波食台の高度や貝層の層厚、焼き火跡の有無等が確認されている。

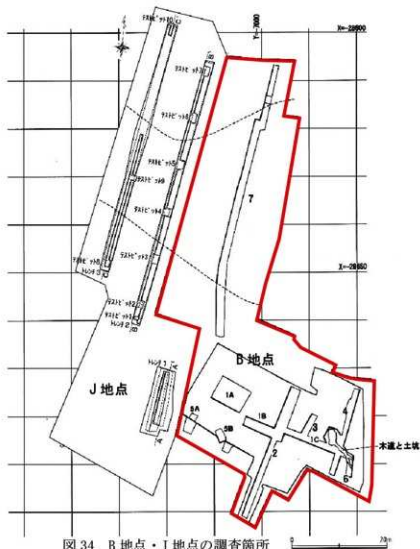


図34 B地点・J地点の調査箇所

（『史跡中里貝塚総括報告書』p59より引用）



写真23 土坑とそれに続く木道



写真24 木道断面



写真25 土坑内露出土状況

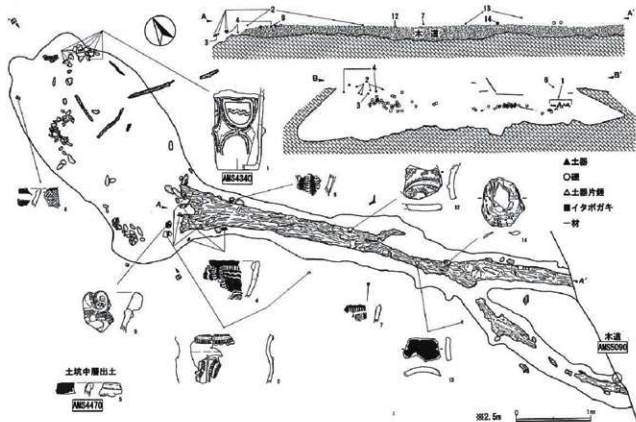


図35 木道と木杭の出土状況
 (『史跡中里貝塚総括報告書』p62より引用)

3-2 史跡中里貝塚の本質的価値の把握

中里貝塚は、縄文時代中期から後期初頭の海浜部に形成された大型の貝塚である。採貝および剥き身処理、貝殻の投棄が近接した場所で、資源管理を行いながら、約800年にわたり繰り返された結果、形成されたものである。生活のにおいのしない分厚い貝層は、本貝塚が貝類加工に特化した場であることを如実に語る存在である。

しかし貝塚近隣に同時期の大規模集落はなく、膨大な貝類の消費に見合うほどの人口があったとは考え難い。だが視野を広げると、石神井川上流など武蔵野台地に刻まれる中小河川に沿うように、同時期の集落が密度濃く分布する。

武蔵野台地の北東側には荒川、南西側には多摩川が流れ、武蔵野台地を画するが、その荒川や多摩川あるいは東京湾へと注ぐ、いくつもの中小河川の流れが台地に谷を刻んでいる。それら河川の多くは、扇状地形を成す武蔵野台地の内陸部に水源をもち、長いものでは流路延長が25 kmを超える。これらをさかのぼることで、河口部から台地内陸部まで比較的容易にたどり着くことができる。殻から取り出し、干し貝とした貝類は保存にも運搬にも適している。本貝塚で加工された貝類は、内陸部集落まで持ち運ばれ、彼の地で消費されたと推察される。

貝塚は立地や出土遺物（食資源の残滓などを含む）の違い、居住地か否かなどによって「ムラ貝塚」と「ハマ貝塚」という類型に区分される。中里貝塚は「ハマ貝塚」を代表する貝塚であり、縄文時代の生産や流通、社会構造や地域的な分業体制などを考える上で不可欠の遺跡である。「史跡中里貝塚保存活用計画」では、中里貝塚が有する本質的な価値を、次の5点に整理している。

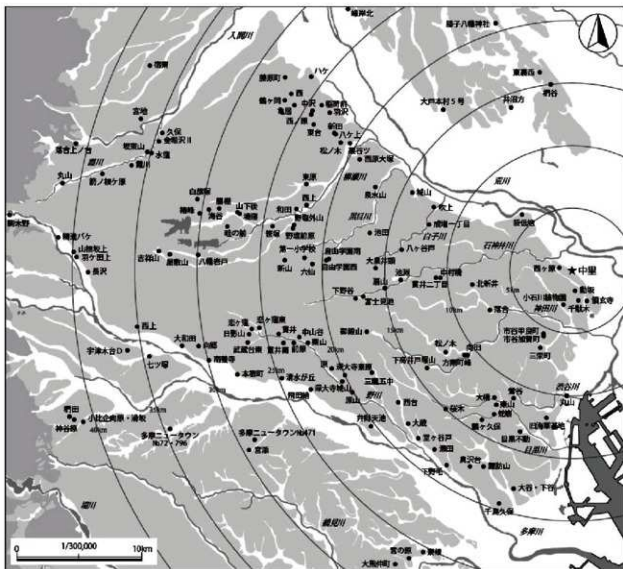


図36 武蔵野台地および周辺の縄文時代中期主要遺跡分布図（『史跡中里貝塚総括報告書』p14より引用）

(1) 貝類利用に特化した場

中里貝塚で検出された遺構は、貝層の他には木枠付土坑や焚き火跡の貝類の剥き身処理に関わるものに限られ、居住施設はみられない。出土遺物は、土器や石器などの人工遺物が少なく、貝類以外の動物遺体は獣骨類がなく、魚骨もごく微量であった。中里貝塚では狩猟活動はみられず、漁労活動も採貝以外は極めて低調であった。

このことから、中里貝塚は貝類利用に特化した場であり、活動の限定性が顕著で、「ハマ貝塚」の典型的な特徴となっている。

(2) 専門性の高さを物語る貝塚

貝種はマガキとハマグリ の2種類に限定し、しかも大型個体が選択的に採貝されている。マガキとハマグリは採貝季節が異なり、食材の旬を意識した資源の利用形態が見て取れる。マガキとハマグリ の貝肉は干貝に加工されたと推定され、貝殻などの残滓は海岸線に廃棄し、貝層が形成された。また、大型個体の均質的なサイズを維持するため、生産者集団の計画的な資源管理が予測できる。

中里貝塚で組織的に行われたマガキとハマグリ の干貝加工は、このような専門性の高さを物語っている。

(3) 国内最大規模を誇る貝層の分布範囲

中里貝塚の貝層は、東西方向に長さ 700m、幅 100m以上の広い範囲に分布し、貝層の中心部分の層厚は 2.0~4.5mと厚い。

帯状に連なる貝層の形状は、「ムラ貝塚」にみられる馬蹄形や環状とは大きく異なる。また、貝層の面積は約 61,800m²、その総体積は約 92,700m³とみられており、関東地方の最大級とされる東京湾東岸の大型貝塚と比べ、隔絶した規模を有している。その要因は、縄文時代中期中頃から後期初頭にかけて約 800 年間に亘る、継続期間の長さと同規模の大きさによるものである。

このように、中里貝塚の貝層規模は国内で最大規模であり、他に例をみない。

(4) 海浜部の景観を復元できる縄文貝塚

中里貝塚は、縄文時代中期の海岸線に大量のマガキとハマグリ の貝殻を廃棄し続けた結果、干潟を埋め立てて形成された貝塚である。

その立地は、海退が進んだ縄文時代中期に形成された田端微高地という砂洲の北西辺に面している。中里貝塚北側には内湾が広がり、マガキやハマグリ が生息する泥質干潟や砂質干潟の水域環境になっていた。

中里貝塚は、各種分析を通じて当時の立地や環境を明らかにすることが可能な、多くの情報を包みこむ貝塚である。



図 37 中里貝塚想像図（さかいひろこ氏作画）

(5) 内陸部集落へ供給する拠点となる貝塚

中里貝塚で生産された膨大な量の干貝は、石神井川など武蔵野台地を刻む河川流域の集落遺跡群に供給されたものと考えられる。これら内陸部集落の需要の高まりと軌を一にするように、干貝の生産加工が専門的に行われた中里貝塚は、生産と流通の拠点となる貝塚として位置づけられる。このことから、沿岸部の漁労集団と内陸部の狩猟・採集集団は地域的な分業体制を敷き、両者間で食料物資などを交換することで、陸海の多様な資源環境を利用する広域的システムを構築していたと推定できる。

中里貝塚は、東日本に展開した縄文時代という定住化社会において、高度な水産資源の利用形態を象徴的に示す「ハマ貝塚」であり、自給自足を越えた集団間の互恵関係がもたらす縄文社会を考える上でも重要である。

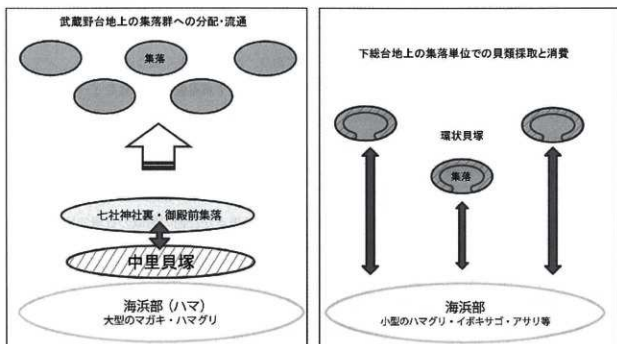


図 38 武蔵野台地と下総台地の貝類利用形態の地域性
 (『史跡中里貝塚総括報告書』p179 より引用)

ムラ貝塚とハマ貝塚

ムラ貝塚

居住空間に付随して設けられた廃棄空間の一つであり、破損した土器や石器などの不要となった生活資材や食料残骸などの多様な廃棄物から構成されている。

(例) 西ヶ原貝塚、加曽利貝塚 (千葉県千葉市)

ハマ貝塚

海浜部生態系 (ハマ) の管理を行い、その資源をムラとは異なる空間で加工した貝塚である。

(例) 中里貝塚、大西貝塚 (愛知県豊橋市)



図 39 『奥東京湾の貝塚文化—中里貝塚とその時代—』
 p19 より引用)

3-3 史跡を構成する要素

史跡の指定地およびその周辺に存在する要素は、「本質的価値を構成する要素」と「本質的価値に準ずる要素」、「その他の諸要素」に分類できる。

表7 史跡構成要素

史跡指定地内

構成する価値を	最大厚4.5mの貝層、木道、土坑、焚き火跡、貝層に打ち込まれた杭、作業空間としての砂堆（木枠付土坑を含む）、波食台地形、地下に埋蔵されているその他の遺構や遺物、北区飛鳥山博物館に展示・収蔵されている貝層の剥ぎ取り標本や出土遺物	
	本質的価値に密接に関わる要素	史跡の保護に有効な要素 史跡標柱、史跡の解説板、境界標
その他の諸要素	それ以外の要素	史跡の保存活用に有効な要素 住宅密集地のオープンスペース、ベンチ、屋外卓、公園灯、金網柵、フェンス扉、分電盤、トイレ、水飲み台、植栽
		史跡保護のために調整が必要な要素 広場の看板、町会・自治会の掲示板、防球ネット、時計、防災倉庫、防火水槽、資機材庫、ゴミ箱、ブロック敷、集水枡、側溝、植栽（地下遺構に影響を及ぼすおそれのある高木など）

史跡指定地外

構成する価値を	最大で長さ700m、幅100mに広がる貝層、作業空間としての砂堆、地下に埋蔵されているその他の遺構や遺物	
本質的価値に準ずる要素	江戸前期～明治期の貝殻を材料とした産業（胡粉・焼石灰）、古代に遡るとみられる道路、中世板碑、古墳（人物埴輪・刀子・玉類）	
その他の諸要素	本質的価値に密接に関わる要素	中里貝塚の当時の姿を理解する上で重要な要素 中里遺跡（丸木舟、集石遺構など）、高台の集落（七社神社裏貝塚、御殿前遺跡、西ヶ原貝塚、東谷戸遺跡など）、当時の活動の場を想起させる地形（田端微高地、飛鳥山微高地）
	それ以外の要素	史跡保護のために調整が必要な要素 中里貝塚に広がる宅地、道路、鉄道敷地など

3-4 史跡指定地の現況

1. 史跡の整備・活用のための諸条件の把握

(1) 計画対象地の主な活用状況

① 史跡指定地

2箇所の指定地は、「中里貝塚史跡広場」「上中里2丁目広場」として一般開放されている（夜間は閉鎖）。線路群に挟まれる位置にあり、JR3駅（尾久駅・上中里駅・田端駅）から近いので、見学者の多くは徒歩で訪れている。史跡の見学を主目的で訪れる個人見学の他、北区観光ボランティアガイドなど街歩きの一環としての団体見学も散見される。ただし史跡の活用にて特化したボランティア等の組織はない。なお発掘調査の際には、現地見学会や地元説明会を実施し、平成8年（1996）の調査時には、2日間で3,000人を超える見学者が現地を訪れている。

また住宅密集地に位置する数少ないオープンスペースであることから、ラジオ体操やもちつき大会、防災訓練などの地域交流の会場、また園児や高齢者の散歩、休日のピクニックなど、地域住民の憩いの場として利用されている。平成23年（2011）3月に発生した東日本大震災など、災害時の一時的な避難場所としても活用されている。



写真26 現地見学の様子（平成8年（1996））



写真27 地域イベントの様子

② 北区飛鳥山博物館

東京都北区王子一丁目の飛鳥山公園内に立地する区立博物館である。郷土風土博物館として、北区の歴史・文化・自然について総合展示を行っている。来館者数は年間 12 万人前後を数える。JRや東京メトロ、都電、都バス等の公共交通機関、自家用車を利用しての個人見学のほか、学校や高齢者施設、街歩き等の団体見学にも多く活用されている。

中里貝塚に関しては、貝層剥ぎ取り標本の常設展示や出土資料の収蔵の他、企画展や講座・シンポジウム等の普及事業を展開している。

またパンフレットやリーフレット、史跡を巡るガイドマップ等を作成・頒布し、史跡の周知を図っている。なおこれらの普及事業は、学芸員をはじめとする博物館職員が中心となって行っている。現状として友の会やボランティア等の組織はない。



企画展示



団体見学



シンポジウム



常設展示室活用講座



野外講座



印刷物

写真 28 博物館事業の様子

また北区飛鳥山博物館では、開館翌年の平成11年(1999)に、学芸員と北区内の主に社会科から選出された教員とで構成する博学連携委員会(小学校部会・中学校部会)を設置し、小中学校における博物館利用の可能性について、さまざまな調査・検討を重ねてきた。そして現在までに、常設展示の団体見学の受け入れ体制の強化や出張授業、見学・体験プログラムの実施、「博物館利用ガイド」の作成、収蔵資料の貸出等を行っている。とりわけ小学校3年生対応事業「来て、見て、さわって!昔の道具」(令和2年度は「来て、見て、知って!昔のくらし」)は、実物資料を介した博物館と教育現場の協働事業として、注力している事業の1つである。

本事業は社会科単元に対応する事業として例年冬季に実施しているものである。この学校対応事業は、調べ学習(昔の道具を実際に見たり触ったりして、昔のくらしぶりを調べる)と体験学習(昔の道具を使って、当時の生活を体感する)の二部構成で展開しているものである。年度初めの6月頃に各学校に向けて事業の周知を行い、10月に参加校の募集を行っている。調べ学習のみならず、昔のくらしを体験できるとのことから、平成13年(2001)の開始以降、申込校数は年々増加し、近年では北区内公私立小学校のほぼ全校が参加している状況である。

なお展示見学と体験学習とをセットにしたプログラムにおける学習効果は、歴史学習を行う小学6年生においても期待されているところである。すでに例年、数校に対しては、学校単位での常設展示見学(主に旧石器時代~古墳時代)と、体験学習「縄文土器づくり」「勾玉づくり」などを行い、学習効果への好感触を得ているところである。しかし小学校3年生対応事業のように、年度当初の事業周知や参加校の一斉募集は行っていないことから、当該事業ほどの広がりはない。全校参加に向けて、受け入れ態勢の強化と教育現場への働きかけを進めているところである。



写真29 出張授業の様子



写真30 調べ学習の様子

写真31 体験学習の様子

(2) 地域住民等の要望

これまでに地元説明会やワークショップ等で、史跡の整備活用に関しては、さまざまな要望や意見が寄せられている。主なものを以下に記す。

史跡指定地について

- 実際の貝層をみられるようにしてほしい。
- 貝層の剥ぎ取り標本を展示するなど、実物又は模型を作り、直接みたり、触れられたりできるようにしてほしい。
- 貝層の発掘体験をしてみたい。
- 干し貝作りや縄文フェスティバルなど、体験イベントを開催してほしい。
- 管理や解説をする指導員がいると良い。
- 憩いの場としてトイレやベンチ、日除けなどの便益施設を設置してほしい。
- 今後も地域のふれあいの場や防災拠点として、地域住民のための機能を維持してほしい。

動線計画について

- 最寄り駅からの案内やサインを、順路に設けてほしい。
- 住民生活に配慮した動線を案内してほしい。
- 見学地が離れているので、シャトルバスなどで移動できると良い。

その他

- 貝塚ツアーを行ってほしい。
- VR（仮想現実）やAR（拡張現実）等で、貝塚や海岸、縄文人のくらしの様子をみてみたい。
- 課外授業に組み込んでもらうなどして、小中学生が定期的に勉強できるカリキュラムづくりが必要。
- 史跡展示施設を設置し、見学や体験等ができるようにしてほしい。
- 史跡のPRにはキャラクターが必要。



曾谷縄文祭り（千葉県市川市）



軍神原遺跡発掘体験（宮崎県都城市）



加曾利貝塚断面観覧施設（千葉県千葉市）



パーゴラベンチイメージ

写真 32 各地での整備活用例

2. 課題の整理

(1) 計画対象範囲全体

現地性

- 計画対象範囲は広大な範囲に及ぶが、その大部分は鉄道や道路等の公共交通施設や住宅、商業ビルなどに利用されている。史跡指定地は2箇所に分かれているものの、両所を合わせると貝層分布範囲の約1/10の広さとなる。しかしながら、ともに市街地に埋没した状況にあるため、史跡全体を具体的に理解することは困難である。

周辺環境

- 中里貝塚史跡広場と上中里2丁目広場の位置、また2つの史跡指定地と北区飛鳥山博物館との位置関係や距離、最寄り駅等からの動線を示す案内施設がない。
- JR線線路西側台地上に分布する七社神社裏貝塚、御殿前遺跡、西ヶ原貝塚といった中里貝塚の形成に深くかかわる遺跡の性格や位置関係を示す案内施設がない。
- 計画対象範囲内の移動手段は、徒歩に頼る部分が大きく、ユニバーサルデザインとなっていない。

運営体制

- 史跡の本質的価値の発信は、現在のところ、博物館活動に付帯するものが主であり、中里貝塚の整備活用に特化した活動組織がなく、また他のボランティア団体等との連携も不十分である。

(2) 史跡指定地

① 中里貝塚史跡広場

現地性

- 現在は暫定整備ということもあり、遺構を表示する施設としては史跡標柱、文化財説明板のみで、広場内で史跡について学べる場、遺構や遺物を理解し体感できる場になっていない。
- 現地で史跡の本質的価値を体感できることが望ましいが、周辺は地下水位が高いことから、遺構を再度露出させ展示する等の手法による実物資料の展示は現実性に乏しい。
- 北区飛鳥山博物館から約1.5 kmと移動距離があり、博物館に展示されている「中里貝塚」の歴史性、遺構や遺物について現地性を体感することが難しい。

活用環境

- 広場内は、芝生広場となっているが、トイレやベンチ、日除けとなる施設など、便益施設が整備されていないことから、体験学習の場のみならず、“休憩”、“くつろぎ”といった滞留目的にも対応していない。

② 上中里2丁目広場

現地性

- 現在は、広場を主とした地区の街区公園としての要素が強く、史跡を表す施設としては史跡標柱、文化財説明板のみで、広場内で史跡について学べる場、遺構や遺物を理解し体感できる場になっていない。
- 現地で史跡の本質的価値を体感できることが望ましいが、周辺は地下水位が高いことから、遺構を再度露出させ展示する等の手法による実物資料の展示は現実性に乏しい。
- 北区飛鳥山博物館から約1.5 kmと移動距離があり、博物館に展示されている「中里貝塚」の歴史性、遺構や遺物について現地性を体感することが難しい。

整備環境

- 名称が「上中里2丁目広場」となっており、史跡との関連がイメージしづらい。
- 広場南側の既存樹木が成長しており、地下遺構への影響が懸念される。



第4章 基本理念・基本方針

第4章 基本理念・基本方針

4-1 基本理念および整備目標の設定

史跡の整備における基礎的な方針については、「史跡中里貝塚保存活用計画」にて、以下のように記している。

特徴的なハマ貝塚の価値を感じ、高める

—史跡の本質的価値を顕在化し、現地で貝塚を実感できるような環境整備を目指す—

中里貝塚の本質的価値は、ほぼ全てが地下に埋もれた状態であるため、それらの価値を顕在化し、あらゆる世代の人々に分かりやすく発信する必要がある。また国内最大規模の縄文貝塚を体感できるような整備を目指しつつも、史跡の価値を損なうことのないように地下遺構の適切な保護措置を講じることも重要である。

なお過去の調査範囲は、中里貝塚全体からみるとごく一部である点や、指定地が2箇所に分かれている点から、今後の追加調査や追加指定も見据え、段階的な整備内容を検討する必要がある。

4-2 整備のテーマ

「4-1 基本理念および整備目標の設定」に記した基礎的な方針に、前章までに検討した事項と課題を踏まえ、整備のテーマを以下のように設定する。

マチナカで出会う縄文文化 —史跡が拓く新たな未来—

中里貝塚は、ハマグリやカキなど特定の貝種に限定して、漁期を違えて大型個体を選択的に採集し、水揚げした浜辺で干し貝加工を専業的に行っていた水産加工場跡である。これら干し貝は、中小河川を遡った内陸部集落へ供給されたと考えられる。中里貝塚はこうした他地域との連携による分業システムのもとに沿海部に形成された遺跡であり、東日本に展開した縄文時代における高度な水産資源の利用形態を象徴的に示す貝塚として重要である。

遺跡の本格的な調査、そして最初の史跡指定より20年が経過するが、その本質的価値は地下に埋没している状況にある。現在、日本最大規模を誇る貝塚のごく一部のみが史跡に指定されている。しかしその史跡指定地においても、景観の創出は成されていないため、現地で史跡を学んだり、地域学習の場として活用されたりする機会に乏しく、史跡に対する認知度は低い。中里貝塚の本質的価値の活用にあたっては、住民生活に十分に配慮しつつ、「周知」と「体感」を軸に、史跡指定地において史跡の本質的価値を顕在化させることで、情報発信基地としての機能を高めることが肝要である。

また近年、都市部では世代交代や大型マンションの建設等が進み、人と人とのつながりの希薄化が問題視されている。現在、2箇所の史跡指定地は、市街地における、数少ない公開空地として住民の憩いの場となっている。加えて災害時の一時的な避難場所として、防災面でも大きな期待が寄せられていることから、現在の活用実態にも留意した整備活用策の検討が求められる。

中里貝塚の整備活用においては、都市部にある本史跡ならではの手法で、住民生活に溶け込み、地域と一体化した史跡の整備活用を、地域住民とともに目指すこととする。

4-3 整備の基本方針

昨年度に策定した「史跡中里貝塚保存活用計画」では、以下の整備の方向性を示した。

本質的価値を周知するための整備

中里貝塚の調査・研究成果の発信を充実させることは、史跡に対する理解を深め、その保護を確かなものとさせる。中里貝塚を知り、区民が主体となって、確かな形で史跡を未来に伝えられるような整備を目指す。

本質的価値を体感するための整備

現在の史跡指定地では、貝塚を体感することは難しい。しかし中里貝塚を特徴づける要素は、現地を訪れ、史跡の立地環境や広がりを感じることこそ、より深い理解につながるものである。現地で史跡の本質的価値が体感できるような整備を目指す。

そこで、「4-2 整備のテーマ」実現のため、「周知」「体感」を軸とした以下の3項目を、整備の基本方針とする。

縄文空間の創出・継承

中里貝塚の本質的価値を顕在化させ、史跡を感じ、伝え、つないでいくことで、史跡を確実に保存し、次世代へと継承させるための環境を整備する。

史跡を「感じる」

中里貝塚の本質的価値を知るための環境の整備

史跡の現地にて、貝層や木枠付土坑（貝処理施設）等の遺構や貝処理作業の様子、古環境、規模が体感できるような環境の整備を行う。またそれらを補佐する諸活動の場を整備する。

史跡を「伝える」

中里貝塚の本質的価値を発信するための環境の整備

継続的な調査研究を行い、それらの成果を公開・周知するための環境を整えつつも、現地案内や体験学習・イベント等の担い手を確保する。

史跡を「つなぐ」

史跡を次世代へ確実に継承するための、運営体制の整備

地域住民および関係諸機関との連携の下、遺構の保存を前提とした整備を行う。また専門職員（学芸員）のほか、現地案内や体験学習・イベント等の運営のためのボランティアを段階的に育成するなど、円滑な世代交代を意識した人員体制を整備する。

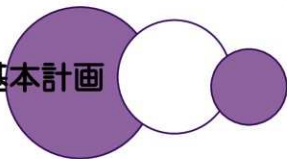
縄文空間に調和した多目的広場の整備

史跡指定地である中里貝塚史跡広場・上中里2丁目広場においては、縄文空間の創出を基本原則として整備を行うが、市街地の数少ない広場として、地域住民のきずなづくりの場および一時的な避難場所としての、活用実態にも留意した整備を行う。

周辺環境の整備

計画対象範囲内のネットワーク化を図り、各地を有機的につなぐための動線およびサインを整備する。ただし計画対象範囲内は、市街地であるため、住民生活に十分に配慮し、住民生活との共生を図る。

第5章 整備基本計画



第5章 整備基本計画

5-1 全体計画およびゾーニング計画

1. 全体計画

第4章でまとめた整備の基本テーマ・方針に沿って、計画対象範囲の各要素を有機的につないでいきながら、第3章にて挙げた課題の解決を目指す。

本計画において、その対象範囲は一括して「中里貝塚ファンゾーン」と呼称する。ファンゾーン内は、「史跡中里貝塚保存活用計画」にて設定した「研究エリア（北区飛鳥山博物館）」および「体験エリア（中里貝塚史跡広場）」「見学エリア（上中里2丁目広場）」を核エリアとして、集中的に整備活用を行う。なお「体験エリア」「見学エリア」は、史跡指定地にあたる。そこで、本計画では両エリアを一括して「史跡体感エリア」に位置づけ、史跡現地における一体的な整備活用を進めることとする。また「研究エリア」と「史跡体感エリア」をつなぐ位置に立地し、さまざまな時代の文化財が多く分布する滝野川西地区および滝野川東地区を、新たに「文化財エリア」と設定し、核エリアとともに整備活用を図っていく。

「史跡体感エリア」はすでに公有地化が完了しているが、いずれも縄文空間の創出には至っていない。実物資料や模型の展示、縄文時代のくらしや環境がイメージできるような設備や普及事業等を段階的に整備・実施し、2つの史跡指定地と北区飛鳥山博物館、そして他の文化財とネットワーク化を図りながら、整備のテーマ「マチナカで出会う縄文文化—史跡が拓く新たな未来—」を確かなものとしていく。なお本計画において、史跡のガイダンス機能は、研究エリア（北区飛鳥山博物館）にて整備するが、史跡現地（指定地外の適地）における検討も続けることとする。

また中里貝塚ファンゾーンが、その機能を最大限に発揮するためには、地域住民や関係団体との協力・連携が不可欠である。具体的な整備活用内容の検討・実施や、活動組織の結成・運営においては、地域住民とのワークショップや、ボランティア団体等との協働を通して、持続可能な形で整備活用を目指す。

中里貝塚ファンゾーンとは

計画対象エリアを表す造語

ファンゾーン、2つの“ファン”＝「FUN（面白い）」と「FAN（応援者）」

前者は来訪者の視点、後者は北区民の視点を意識したものである。北区や地域住民、ボランティア団体等によるさまざまな取り組みを通して、中里貝塚ファンゾーンが来訪者には中里貝塚の本質的価値を知り、史跡や縄文文化、文化財への更なる興味関心を抱く場所となり、北区民においては、史跡保護の機運を高めるとともに、北区全体の活性化を図る機会となることを意図したものである。

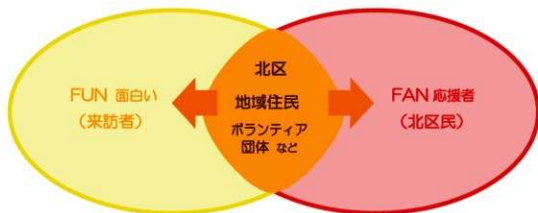


図40 中里貝塚ファンゾーンの将来イメージ

2. ゾーニング計画

前述のように、中里貝塚ファンゾーン内には核となるエリア「中里貝塚2つのエリア」と、核エリア外となる「文化財エリア」がある。各エリアでは、それぞれの特徴に基づいた、異なる整備活用を行う。

(1) 核となるエリア「中里貝塚2つのエリア」

① 研究エリア

北区飛鳥山博物館：学びのムラ

[特徴]

展示・公開・収蔵・保管施設

[整備活用の方向性]

■ 史跡を知り、伝えるエリア

本エリアは、北区立公園に立地する北区飛鳥山博物館である。既存の博物館機能に、史跡のガイダンス施設としての機能を付加し、中里貝塚を知り、興味関心を深めるための整備を行う。また史跡の整備活用を推進するための組織（ボランティアグループや自主学習グループ）の活動拠点および人材育成拠点とする。

[整備活用の内容]

- ・ 本質的価値の周知
- ・ 史跡や縄文文化についての調査研究
- ・ 出土資料や関連図書の収蔵および公開
- ・ 普及事業の開催
- ・ 各種運営組織の活動拠点づくり

必要となる設備・施設

出土遺物等の収蔵・公開施設、関連図書の収蔵・公開施設、レファレンス施設、会議室、駐車場など

② 史跡体感エリア

中里貝塚史跡広場：ワークショップの浜辺

[特徴]

高台を見通せる地点、特徴的な遺構（2mを超える貝層、木道・土坑）の検出、空間的な広がり

[整備活用の方向性]

■ 本質的価値を体験するエリア

本エリアは、史跡指定地において唯一、新幹線の高架越しに高台（中里貝塚を造った人々のムラ）が見通せる地点である。往時の環境や台地上のムラとの位置関係、浜辺における人々の営みが想起できるような整備活用を行う。

また空間的な広がりを活かし、体験プログラムなどの普及事業拠点となるよう図る。なお整備の過程においては、市街地における貴重な公開空地として、地域のきずなづくりや、災害時の一時的な避難場所としても活用できるよう配慮する。

[整備活用の内容]

- ・ 本質的価値の周知
- ・ 本質的価値の体験（古環境、立地環境、縄文人のくらし）
- ・ 地域活動の拠点としての機能維持

必要となる設備・施設

説明板、史跡標柱、地形模型、AR・VR等デジタル機器による見学地点、体験広場、管理施設、便益施設など

上中里2丁目広場：フィールドワークの浜辺

[特徴]

特徴的な遺構（最大厚4.5mの貝層、木枠付土坑、焚き火跡、杭列）の検出

[整備活用の方向性]

■本質的価値を見学するエリア

本エリアは、水産加工場としての中里貝塚の性格を端的に示す遺構が出土した地点である。さまざまな手法を用いて、地下遺構の表現を行い、史跡の本質的価値が体感できるよう図る。

[整備活用の内容]

- ・本質的価値の周知
- ・本質的価値の体感（貝層の堆積環境、土器を使わない貝処理方法）

必要となる設備・施設

説明板、史跡標柱、実物資料や模型の展示、AR・VR等デジタル機器による見学地点など

(2) 核エリア外

文化財エリア

[特徴]

中里貝塚の形成に深くかわかるムラ跡の検出、多岐にわたる文化財の分布

[整備活用の方向性]

■史跡とつながるエリア

本エリアは研究エリアと史跡体感エリアの間に位置する。ここには御殿前遺跡や七社神社裏貝塚、西ヶ原貝塚といった中里貝塚と同時期のムラ跡とともに、さまざまな時期・時代の文化財が多く所在する。特にムラ跡については、史跡の理解を深めるために欠かせない地点であることから、中里貝塚との関係を意識した整備を行う。また飛鳥山公園から旧古河氏庭園に至るコースは、区内散策コースとして人気が高い。このコースに中里貝塚を加え、人の流れを史跡に向くよう図ることで、より多くの来訪者を史跡へ誘う環境を整える。

必要となる整備・施設

案内板・説明板など

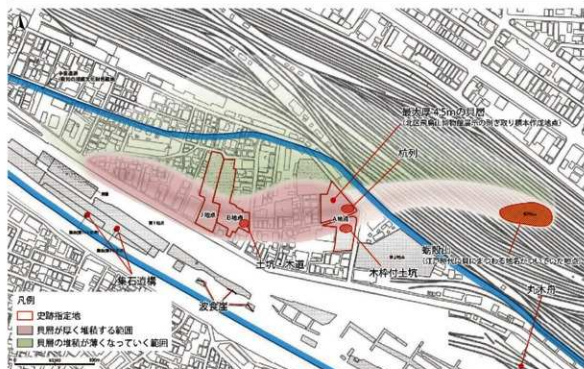


図 41 主な遺構の検出位置

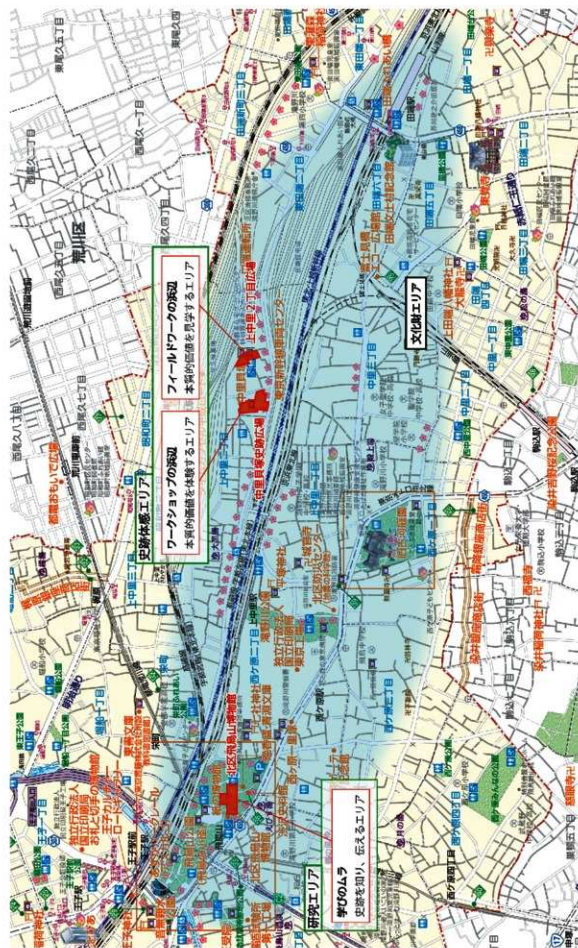


図42 中里貝塚ファンゾーン『北区観光ガイドマップ(季節めぐり)』に一部加筆

5-2 遺構保存に関する計画

中里貝塚の遺構はすべて地下に遺存しており、地上に表出するものはない。過去の調査においても、工場の基礎等で削平されているところ以外の遺存状態は良いことから、全体的に史跡の保存状況は良好と考えられる。

2箇所の史跡指定地の現整備にあたっては、盛土を行い養生しているが、今後も埋蔵文化財の保存を前提とした整備活用を進めることとする。なお、史跡の追加指定の方針については、「史跡中里貝塚保存活用計画」にて示している。そこでは、史跡の本質的価値と諸要素の分類、および土地利用状況を踏まえ、史跡指定地とその周辺地域をA～Eの5つに地区区分し、各地区に対応した現状変更などの取扱基準を定めて保存管理を進めることとしている。

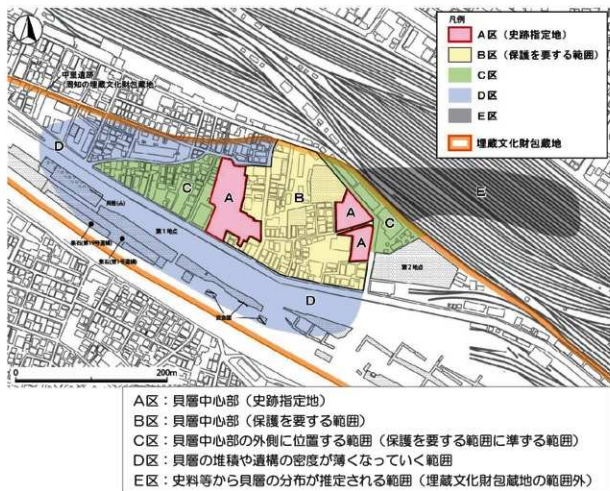


図 43 地区区分図

5-3 地形造成・給排水に関する計画

史跡指定地の整備においては、積極的な地形造成は行わない。しかし史跡指定地は、史跡全体の約1/10の広さであり、市街地に埋没した状況にあるため、その広がりや往時の環境等を体感できる状況にはない。そこで「5-6 遺構の表現に関する計画」にて後述の通り、今後、地下遺構および史跡の本質的価値を体感するための整備を進める。本整備事業に際しては、適切な形で盛土を行い、地下遺構に影響を与えないように図るが、周辺は住宅地であるため、表面を芝生やクローバーで覆う等の対策を行うことにより、盛土の崩壊や土砂、砂塵流出の防止に配慮する。

また給排水に関しては、原則既存のものを利用する。トイレや手洗器、水飲み等の新設に伴い、新たに設置の必要がある場合には、遺構の遺存状況と十分な調整を図ることとする。なお中里貝塚史跡広場のメインエントランス付近にトイレを新設するにあたって、上中里2丁目広場の既存トイレの必要性について検討を進める。

5-4 動線に関する計画

中里貝塚ファンゾーン内の見学者動線としては、ミニマムな動きとして「史跡指定地周辺（史跡体感エリアのみの見学）」、マキシマムな動きとして「中里貝塚ファンゾーン内（研究エリアと合わせての見学）」が想定される。

1. 史跡指定地周辺（史跡体感エリアのみの見学）

(1) エントランス

史跡指定地周辺においては、両指定地を円滑に見学できるような動線を設定する。史跡指定地へは、「多くの来訪者が最寄り駅から徒歩」という利用実態を鑑み、近隣3駅のうち、来訪者の利用が最も多いJR上中里駅に近い中里貝塚史跡広場の、区道(北65号)に接道する南側をメインエントランスに設定する。

サブエントランスは、中里貝塚史跡広場についてはJR尾久駅からの利用に対し広場北側を、上中里2丁目広場については、中里貝塚史跡広場との有機的な動線を考慮し、広場東側の南北2箇所を設定することとする。

また中里貝塚史跡広場—上中里2丁目広場間の移動に関しては、住民生活に配慮し、史跡指定地南北の区道(北65号・北48号)を経由するルートを設定する。これらは案内板等で周知を図るとともに、道路管理者等、関係機関と協議を行い、各ルート上にロードプリントを施すことで、見学者が住民生活を害することなく、円滑に移動できるよう図る。

なお現状として、両指定地間を最短距離で結ぶ区道(北399号)につながる出入口3箇所(中里貝塚史跡広場1箇所、上中里2丁目広場2箇所)が日中開放されている。だが本区道の幅員は狭く、住宅の間を通る道である。見学者が当区道を利用しないようにするためには、前述の出入口3箇所の常時閉鎖が最善と考えられるが、住民生活および緊急時の避難口として有用であるので、「通用口」としての機能は今後も保持することとする。



写真33 ロードプリント例

(2) 自家用車等を利用した動線

史跡指定地の整備活用に伴い、今後、自家用車等を利用した来訪も増えることが予想される。史跡指定地に付属した駐車場については、指定地外の適地において検討を続けるが、現状としてはJR尾久駅周辺の有料駐車場を利用した来訪が最も現実的といえる。また、自転車利用は広場内の駐輪可能なスペースに駐輪することを想定する。

JR尾久駅と史跡指定地を結ぶルート上には、地下道「タイムカプセル平成ロード」がある。当地下道の管理者等と連携を図り、線路や車両基地によって分断されたかのように見える両地を有機的につなぐことで、利用者の円滑な移動を促すこととする。



写真34 タイムカプセル平成ロードの入口

(3) 各史跡指定地内の動線

史跡指定地内は、各エントランスおよび「通用口」をつなぎ、広場内を周遊できるようにする。ただし中里貝塚史跡広場に関しては、体験プログラム等普及事業の場のみならず、地域のさまざまな活動の場としての活用も想定されることから、空間的な広がりを意識した動線設定を行う。

なお本園路は、将来的には広場内の樹木や管理施設およびトイレ・日除け施設・ベンチ等の便益施設のメンテナンス車両用通路としての運用も想定される。園路が史跡理解への妨げとならないよう配慮しつつ、広場内の補修・保全作業を考慮した耐久性および幅員やコースの設定が肝要である。

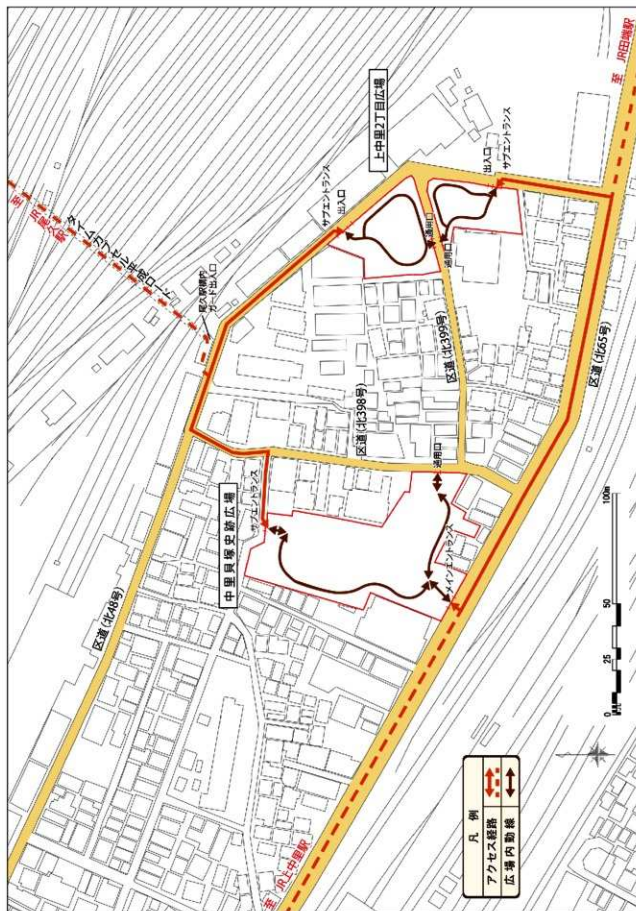


図 44 史跡指定地周辺の動線図

2. 中里貝塚ファンゾーン内（研究エリアと合わせての見学）

中里貝塚ファンゾーン内において、公共交通機関を利用して、2つのエリアを直接的につなぐ動線としては「JR+徒歩」、「都営バス+徒歩」等がある。これらのアクセス方法を明確にし、見学者が円滑に移動できるように図る。

ルート案

<JR利用の場合>

研究エリアー（徒歩/5分）ーJR王子駅ー（JR京浜東北線/2分）ーJR上中里駅ー（徒歩/10分）ー史跡体感エリア

<都営バス利用の場合>

研究エリアー（徒歩/5分）ー都営バス「飛鳥山停留所」ー（都営バス草64系統/12分）ー都営バス「尾久駅前停留所」ー（徒歩/1分）ーJR尾久駅ー（徒歩/5分）ー史跡体感エリア

しかしいずれの場合も、最寄りの駅・停留所と見学地間においては、徒歩による移動を避けることはできない。そこで北区飛鳥山博物館と2つの史跡指定地をdoor-to-door（戸口を出てから目的の戸口まで）でつなぐ手段として、シャトルバスの運行や史跡指定地外の適地における駐車場・駐輪場の整備等の検討も今後進めることとする。

また文化財エリアを経由して、2つのエリアを有機的につなぐための散策ルートの整備および周知も進める。これらの散策ルートは、史跡を深く理解する手段になるとともに、地域の文化財の魅力を発信する手段ともなる。

これら他の文化財との組み合わせによる散策ルートは、北区飛鳥山博物館事業にて活用しつつ、北区の諸機関や北区観光ボランティア等の団体と連携し、積極的な利用を促すよう図る。



図45 ウォーキングアプリあるきた（北区健康推進課）



図46 ファンゾーン内の動線図

5-5 案内・解説施設に関する計画

1. 史跡指定地内

(1) 史跡紹介

史跡体感エリアにおいて、史跡の周知等を行うガイダンス施設はなく、文化財説明板が3基(中里貝塚史跡広場1基、上中里2丁目広場2基)あるのみである。

「史跡中里貝塚保存活用計画」にて、史跡指定地周辺におけるガイダンス施設等の設置は、中長期的整備の検討項目の1つに挙げられている。当面の間は「5-1 全体計画およびゾーニング計画」で示したように、史跡のガイダンス機能は北区飛鳥山博物館活動に付加する形となるが、史跡体感エリアにおける周知機能も強化させる必要がある。

そこで来訪者の多くが最初に訪れることとなる中里貝塚史跡広場南側に、史跡を紹介するサインコーナーを設け、現地にて中里貝塚の本質的価値が理解できるよう図る。なお本整備に伴って、既存の史跡標柱は移設、文化財説明板は撤去することとする。またメインエントランス入口には史跡名を大きく記したモニュメントを設置し、本地が史跡指定地であることを明示する。



写真 35 サインコーナー設置例
(長浜城跡 静岡県沼津市)



写真 36 史跡名モニュメント設置例
(唐古・鍵遺跡 奈良県田原本町)

(2) 学校現場との協働による史跡紹介

中里貝塚史跡広場内には、「(1) 史跡紹介」にて示したサインコーナーの他に、近隣小中学校との協働による掲示板の設置も目指す。これらの掲示板は各小中学校での中里貝塚をテーマとした地域学習および歴史学習成果の公開場所としての機能を期待するものである。なお掲示板は、1年ごとに更新することとする。そのことにより、史跡の周知のみならず、史跡の将来を担う地域の子もたちがあまねく史跡とかかわり、その整備活用に主体的に取り組み締結となるよう図る。



写真 37 児童による説明板作成例 (山梨県南アルプス市)



(3) 最寄り駅近隣の展示施設の利用による史跡紹介

中里貝塚ファンゾーン内の鉄道駅には、駅構内、また線路や操車場下の通路が、区民等の作品や諸活動等を紹介するコミュニティスペースとして整備されている。なかでもJR尾久駅から史跡指定地に至る動線上には地下道「タイムカプセル平成ロード」があり、ポスター等を掲示するスペースを有している。

これらの通路は駅利用者の多くが通る場所であり、目に留まりやすい。所有者や管理者との調整を図り、理解と協力を得る必要があるが、地域の諸施設の積極的な活用は、周知効果が大きいと望めるものである。中里貝塚の整備活用においては、案内板や説明板等を新設するのみならず、これら既存の施設も活用しながら案内を行い、史跡を周知する一助とする。



写真 38 タイムカプセル平成ロード

2. 中里貝塚ファンゾーン内

(1) 文化財エリア

文化財エリアにおいて、指定文化財に関係する場所にはそれぞれ文化財説明板が設置されている。しかし中里貝塚の形成に深くかかわるムラ跡については、その多くが複合遺跡であることもあり、必ずしも縄文時代および中里貝塚との関係に言及した内容とはなっていない。文化財説明板更新の折には、史跡との関係を意識した文面および版面構成となるよう図る。



写真 39 現状の解説板

(2) 動線上

「5-4 動線に関する計画」にて記したように、史跡指定地へは、JR 上中里駅を利用しての来訪が大多数を占めるものと想定される。だが現状として、JR 上中里駅およびその周辺で史跡を紹介する看板等はない。また、史跡指定地の所在に関する案内は文化財ガイドマップや北区飛鳥山博物館ホームページによるものであり、動線上のいずれの場所にもルートに関する案内板は設置されていない。道路管理者等、関係機関と協議を行い、JR 最寄り駅および史跡指定地に至るまでのルート上に、中里貝塚 2 つのエリアへの動線や位置関係を示す案内板や標識の設置を行う。



写真 40 案内板設置例



写真 41 道路脇の標識例



5-6 遺構の表現に関する計画

史跡の本質的価値を、現地にてより体感できるようにするため、史跡指定地の適所に、地下遺構やそれらの立地環境を体感するための貝層剥ぎ取り標本や遺構の地上表示、地形立体模型の展示、AR（拡張現実）・VR（仮想現実）等のデジタル機器の整備を図る。

1. 地下遺構の表現

中里貝塚の本質的価値を特徴づける遺構は、生活のにおいのしない分厚い貝層や無数の焼き火跡とともに、上中里2丁目広場にて出土した木枠付土坑や杭列、中里貝塚史跡広場で出土した土坑とそれに続く木道がある。それぞれの性格や遺構の遺存状況に応じて以下の（1）（2）の手法にて、表現を行う。

（1）遺存状況が良い遺構：貝層

遺存状況の良い遺構は、剥ぎ取り標本や切り取り標本、型取り模型を製作・展示し、出土遺構の臨場感が体感できるよう図る。

中里貝塚においては、貝層が本事例にあたる。しかし貝層は地下保存されており、またいずれの場所も地下水位が高い。現状として露出展示は難しいことから、貝層の剥ぎ取り標本や貝層をイメージした断面サインを製作・地上表示し、間近で堆積状況などが確認できる環境づくりを行う。

なお貝層剥ぎ取り標本の製作手法としては立体・平面の2通りの手法が考えられる。堆積の厚さと貝種の限定性の体感には立体表示、また貝殻が地表面に広がる往時の環境の体感には平面表示が最適である。

中里貝塚を特徴づける分厚い貝層が検出された上中里2丁目広場では、本貝層の露出および立体表示が熱望されている。このような実物展示の手法は中長期的視野にて検討を続けるが、短期的整備ではAR・VR等を用いて、地下に埋蔵された貝層の可視化を目指す。また中里貝塚史跡広場では、短期的整備にて貝層の平面表示を行い、来訪者が地表面に広がる貝層のイメージを膨らませる一助とする。



写真 42 貝層の立体表示 [屋内]
(加曾利貝塚 千葉県千葉市)



写真 43 貝層の立体表示 [屋外]
(伊皿子貝塚 東京都港区)

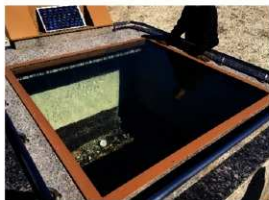


写真 44 貝層の平面表示 (吉胡貝塚 愛知県田原市)



(2) 遺存状況が芳しくない遺構：焼き火跡、木枠付土坑、杭列、土坑・木道

遺存状況が芳しくない遺構は、遺構の復元模型の製作・展示や、出土状況写真の原寸大表示によって、出土位置や性格が体感できるような図る。

中里貝塚においては、焼き火跡、木枠付土坑、杭列、土坑とそれに続く木道が本事例に該当する。木枠付土坑は復元模型にて立体表示を、焼き火跡や土坑・木道は出土状況写真等の平面表示を行う。ただし、これらの遺構は、出土状況からその性格を理解することは難しい。そこでAR・VR等と連動させて、来訪者の視覚的な理解を促すこととする。



写真 45 遺構の復元模型
(祇園山古墳 福岡県久留米市)



写真 46 遺構の平面表示
(北黄金貝塚 北海道伊達市)



写真 47 Mナビ (AR) での出土遺構表示
(堤防遺跡 山梨県南アルプス市)



写真 48 ARでのイメージ表示
(唐古・鍵遺跡 奈良県磯城郡)

2. 地下遺構の立地環境の表現

中里貝塚の分布範囲は広大であり、かつ市街地に囲まれた現地で、その古環境を体感することは難しい。そこで史跡指定地に往時の景観を示した立体模型を配置し、見学者自身が現在の風景の中に置き換えながら、海岸部の景観が理解できるよう図る。



写真 49 地形の立体模型
(葉佐池古墳 愛知県松山市)



図 47 貝塚形成当時の景観 [CGによる復元]
(『中里貝塚2』より引用)

また貝塚全体の広がりイメージしやすいように道路上の表示や案内板の設置を行い、さらに自身で歩くことでその規模が体感できるように、例えば白色セラミック骨材を混入させたアスファルト舗装のような方法も検討する。当地はp43 図 29 の明治期のスケッチ（鳥居龍藏・佐藤傳蔵調査時）が画かれたと考えられる地点である。貝塚の規模を俯瞰してみられる地点でもあることから、ここにも案内板を設置する。なお、道路上の表示や案内板の設置、舗装変更等においては、道路管理者等関係機関と協議する。



図 48 ビューポイントと貝層の南北軸分布範囲

5-7 整備事業に必要なとなる調査等に関する計画

本計画の対象範囲は、「1-3 計画の対象範囲」で挙げたように広範囲に亘るものである。しかし大掛かりな工事を伴う整備事業は、2つの史跡指定地（中里貝塚史跡広場・上中里2丁目広場）を中心に行うこととなる。地下遺構に影響を与えない手法の採用や地下遺構の情報拡充のため、各整備事業着手時には、測量調査や確認調査等を行うこととする。

なお確認調査時には適宜、現地における見学会や解説会等を行い、それらを北区飛鳥山博物館および史跡指定地周辺の公共施設での特集展示や講座・講演会等の普及事業と連動させることで、成果の周知を行うとともに、史跡への興味・関心の喚起につなげる。



写真 50 昭和町地区連合大文化祭での展示
(昭和町区民センター)



写真 51 セミナーの様子
(上中里貝塚町会会館)

5-8 修景および植栽に関する計画

1. 修景計画

中里貝塚の周辺には、泥質干潟とその沖合側に砂質干潟が広がる水域環境が展開したと想定される。浜辺から干潟に向けて繰り返し貝殻が投棄された結果、貝塚が形成されたとみられるが、市街地が広がる現在において、往時の環境再現は困難である。

そこで中里貝塚史跡広場、上中里2丁目広場ともに、園路を古環境に応じて、砂浜上はベージュ色、貝層上は白色セラミック骨材を混入させたアスファルト等で舗装し、場所により異なる往時の環境を表現する。また園路の要素には、貝殻や浜辺の砂など古環境に関連した実物資料を配置することで、舗装色の違いについて、来訪者自身による発見を促す。なおこれらは、両広場内設置の説明板や立体模型、デジタル機器と整合性を図り、複合的な視点での、史跡の理解も促すこととする。さらに、これら園路外のスペースには破砕貝殻を新たに撒き、当地が貝塚の上であることを視覚的に捉えられるよう図る。



写真 52 貝殻散布イメージ

2. 植栽計画

2つの史跡指定地は、「5-3 地形造成・給排水に関する計画」にて言及の通り、盛土の崩壊や土砂・砂塵流出防止のため、ほぼ全面を芝張りもしくはクローバーで覆う。また本史跡は浜辺に造られた、いわゆるハマ貝塚であるが、縄文時代の食性に関する体験学習等での活用を視野に入れ、本来浜辺には生えていないが、プレート等で注記を表示した上で、ブナ科やクルミ科の樹木を一部植栽する。また、緑陰を創出する観点からこれに適した樹木を選定し、適所に配置する。また、植樹にあたっては、地下遺構への影響を抑えるため、定期的な剪定・更新作業に加え成長抑制剤等の活用を行うこととする。なお各樹木の配置箇所に関しては、周辺住民の生活と十分に調整を図る。また史跡指定地と周辺民有地等との境は条例等を踏まえ、防犯やメンテナンスの観点から生垣等の整備は必要最小限とする。



写真 53 緑陰および縄文土器を模した椅子
(上高津貝塚 茨城県土浦市)



写真 54 縄文スープづくり体験
(加曾利貝塚 千葉県千葉市)



写真 55 クルミ割り体験
(北区飛鳥山博物館)

5-9 管理施設および便益施設に関する計画

中里貝塚史跡広場や上中里2丁目広場を体験および見学活動の場、また地域住民のきずなづくりの場、そして災害時の一時的な避難場所とするためには、それらの運営に関わる道具類の保管・管理施設や、トイレや日除け施設といった便益施設の整備が欠かせない。「史跡中里貝塚保存活用計画」にて、ガイダンス施設の検討は中長期的な取り組みに挙げられているが、その他、管理施設や便益施設の整備が急務といえる。

1. 管理施設（倉庫、詰所、トイレ）

現状として、2つの指定地において管理施設はない。今後の史跡整備活用に伴って体験学習で使用する道具類やAR・VR等の運用に係るデジタル機器、史跡指定地のさまざまなメンテナンスに伴う機材を収納するための倉庫機能を有した施設が必要となる。また整備活用を進めていく中で、将来的には史跡の解説や体験学習時のボランティア、さらには史跡指定地の管理等、現地における諸活動従事者の詰所機能を備えた施設の需要が高まることが予想される。そこでメインエントランスにあたる中里貝塚史跡広場南側付近に、倉庫および詰所の機能を有した管理施設を設置する。

またトイレは現在、上中里2丁目広場に1基あるが、敷地面積の広い中里貝塚史跡広場にはなく、当地への設置の要望は地域の声としてたびたび寄せられてきたところである。トイレは体験学習等の普及事業およびイベントの開催をはじめとして、来訪者の長時間の滞在が想定される中里貝塚史跡広場には必須の施設である。そこで両史跡指定地におけるトイレ機能を集約させる形で、学校単位（1クラス35人程度）に対応した規模のトイレを、前述の管理施設に併設させる形で新設することとする。

なお本施設の設置に際しては、これまでの発掘調査および整備に先立つ発掘調査結果を勘案し、地下遺構に影響を与えない位置や規模を決定する必要がある。

2. 休憩施設（日除け施設、給水設備、ベンチ）

現在の史跡指定地の休憩施設に相当するものとしては、上中里2丁目広場にベンチ・屋外卓・水飲みがある。しかし暫定整備の状態である中里貝塚史跡広場にこれらはなく、いずれの広場についても日除け施設はない。

「5-8 修景および植栽に関する計画」にあるように、緑陰創出のため、両広場ともに樹木の配置を行うが、体験エリアとして長時間の滞在が想定される中里貝塚史跡広場においては、日除けのみならず天候の急変にも対応しうる施設として、四阿等の休憩施設を設置する。設置箇所は体験スペースが見渡せる位置とし、近接した位置には水飲みや手洗いが可能な給水設備を設置し、休憩場所としての機能を補完させることとする。その他、ベンチや屋外卓については、両史跡指定地内において体験および見学の動線を妨げない位置に分散させて、適宜配置する。



写真 56 日除け施設
(黒浜貝塚 埼玉県蓮田市)



写真 57 日除け施設
(中沢貝塚 岩手県陸前高田市)

5-10 周辺地域の環境保全に関する計画

中里貝塚はマチナカに残された史跡であることから、その整備活用においては、周辺住民の生活と十分に調整を図る必要がある。

2つの史跡指定地の整備にあたっては、ほぼ全面に芝生やクローバーで覆う等、盛土の崩壊や土砂・砂塵流出防止に努める。また樹木の植樹にあたっては、将来的に枝葉が広がることも想定しつつ、適正な配置を行うこととする。

また史跡指定地はさまざまな整備を行い、活用事業を展開していく中で、今後来訪者が増えることが予想される。それに伴って、騒音やゴミの増加といった弊害が生じかねない。それらを最小限に抑えるため、見学動線の明確化を行い、来訪者が住宅の間を通り抜けることのないよう回り、見学マナー遵守を促す案内等の設置も行うこととする。



写真 58 利用マナーを示した看板

5-11 公開・活用に関する計画

史跡の公開・活用においては、なにより史跡の周知活動が重要となってくる。これまでのような北区飛鳥山博物館での展示・普及事業とあわせて、今後は区民センターや図書館等を会場とした展示会や講演会の開催等、博物館外での公開・活用を視野に入れた周知活動を行い、中里貝塚および中里貝塚ファンゾーンへの興味関心の喚起や誘導を図る。

さらには教育現場との密な連携を通して、地域学習・歴史学習の一環として、中里貝塚が活用される機会を向上させることとする。それとともに校団長と連携することで今後の検討を通して、史跡見学と体験学習をセットにした事業を構築し、将来的には「3-4 史跡指定地の現況」にて挙げた小学校3年生対応事業のように、区内小学校全校に対する史跡への来訪機会の提供へとつなげる。

また2つの史跡指定地の整備に伴い、今後、史跡現地での公開・活用事業の展開も肝要である。定期的に解説会・見学会および体験イベント等を開催し、史跡現地の積極的な活用を図ることとする。またそれらの開催にあたっては、他の縄文時代の遺跡がある自治体・博物館との共同開催や、たとえば尾久車両センターにて例年秋に開催の「鉄道フェスティバル」等、史跡近隣にて開催される異ジャンルイベントとタイアップさせることで、史跡への新たな来訪者の獲得も図ることとする。

ただし現状として、北区飛鳥山博物館の他に、中里貝塚の公開活用にて特化した活動組織はない。今後北区教育委員会が中心となって、史跡の案内や体験イベント等の運営を担う組織を立ち上げる。そして他のボランティア団体とも連携を図りながら、円滑な運営につなげることとする。なおこれらの組織および活動を一過性のものとしないうため、担い手の確保においては、将来的な世代交代を視野に入れた人員体制の構築が重要である。



写真 59 北区立中央図書館における展示

5-12 管理・運営に関する計画

現在、北区飛鳥山博物館は教育委員会が維持管理を行い、2箇所の史跡指定地は教育委員会および道路公園課が主体となって、地元団体等の協力を得ながら維持管理を行っている。

しかし本整備基本計画に基づく史跡の整備に伴っては、新たに樹木の管理（剪定・更新）や体験・見学諸施設およびトイレ・ベンチ・休憩施設といった便施設の維持管理（更新を含む）が必要となる。これらにおいても、引き続き北区を管理運営主体とするが、適宜、地元住民や関係団体等との協力・連携を図ることとする。さらには国や東京都、北区関係部局、教育機関や専門家等との情報共有も密に行いながら、将来にわたる円滑な管理運営を目指すこととする。

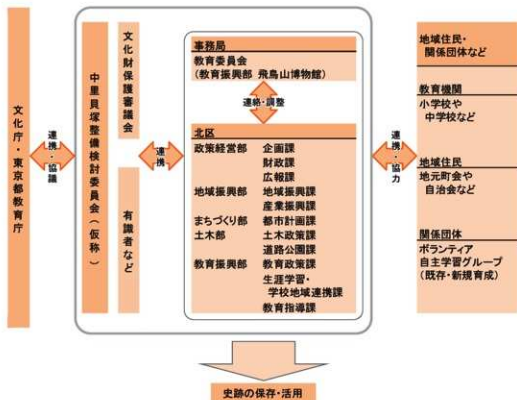


図 49 保存活用における体制のイメージ（『史跡中里貝塚保存活用計画』p73 に一部加筆）

5-13 事業計画

中里貝塚は、指定地を中心に短期、中長期の段階的整備を行う。短期的な整備として、中里貝塚史跡広場の整備を進め、令和7年度以降に供用開始とする。中長期的な整備として上中里2丁目広場の整備を令和7年度以降に進める。整備年次計画は、想定外の事象の発生等整備事業の進捗の中で再度検討の必要が生じた場合、適宜見直しを行う。

表 8 事業計画

	短期的な整備計画					中長期的な整備計画			
	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)～
中里貝塚史跡広場	基本計画 【本計画】		基本設計	実施設計	整備工事	供用開始			
上中里2丁目広場	基本計画 【本計画】					基本設計	実施設計	整備工事	供用開始

5-14 整備イメージ



図50 整備イメージ図①



図 51 整備イメージ図②



図 52 整備イメージ図③

参考文献一覧

- 佐藤傳蔵・鳥居龍蔵 1894a 「武蔵北豊島郡中里村貝塚取調報告」『東京人類学会雑誌』9-98
佐藤傳蔵・鳥居龍蔵 1894b 「武蔵北豊島郡中里村貝塚取調報告」『東京人類学会雑誌』9-99
佐藤傳蔵・鳥居龍蔵 1896 「武蔵國北豊島郡中里村貝塚取調報告」『東京人類学会雑誌』11-121
東北新幹線中里遺跡調査会 1984 『中里遺跡・発掘調査の概要Ⅰ』
東北新幹線中里遺跡調査会 1985 『中里遺跡・発掘調査の概要Ⅱ』
東京都北区教育委員会 1992 『中里遺跡 仮称・第二特別養護老人ホーム地点』
東京都北区教育委員会 1993 『中里遺跡 東日本旅客鉄道株式会社東京地域本社ビル地点』
東京都北区教育委員会 1997 『中里遺跡—発掘調査概報—』
東京都北区教育委員会 2000 『中里貝塚』
東京都北区教育委員会 2000 『国指定史跡 中里貝塚 2』
東京都北区教育委員会 2002 『七社神社裏貝塚・西ヶ原貝塚Ⅲ・中里貝塚Ⅱ』
北区飛鳥山博物館 2010 『中里貝塚国史跡指定 10周年記念 奥東京湾の貝塚文化—中里貝塚とその時代—展示図録』
東京都北区教育委員会 2012 『中里貝塚範囲確認調査報告書』
中島広顕 2015 「史跡中里貝塚」『遺跡学研究』日本遺跡学会誌第12号 日本遺跡学会
北区飛鳥山博物館 2016 『北区のたからばこ—北区文化財ガイドブック—』
東京都北区教育委員会 2018 『史跡中里貝塚 総括報告書』
東京都北区教育委員会 2020 『史跡中里貝塚 保存活用計画』
- 文化庁文化財部記念物課 2005 『史跡等整備のてびき I～Ⅳ』
文化庁文化財部記念物課 2015 『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 東京都北区 2015 『北区観光振興プラン』
東京都北区 2015 『北区環境基本計画 2015』
東京都北区 2015 『北区景観づくり計画』
東京都北区 2016 『北区シティプロモーション方針』
東京都北区 2016 『北区人口ビジョン』
東京都北区 2018 『北区観光ガイドマップ（季節めぐり）』
東京都北区 2018 『北区人口推計調査報告書』
東京都北区 2018 『東京都北区地域防災計画（震災対策編・風水害対策編）』
東京都 2019 『屋外広告物のしおり』
東京都北区 2019 『北区教育・子ども大綱』
東京都北区 2019 『北区緑の実態調査報告書』
東京都北区 2019 『みんなでつくる北区景観百選 2019MAP』
東京都北区 2020 『北区基本計画 2020』
東京都北区 2020 『北区勢要覧』
東京都北区 2020 『北区都市計画マスタープラン 2020』
東京都北区 2020 『北区緑の基本計画 2020』
東京都北区教育委員会 2020 『北区教育ビジョン 2020』
文化庁 2000 『月刊文化財 七月号』
文化庁 2012 『月刊文化財 九月号』

史跡 中里貝塚 整備基本計画

令和3年3月25日 印刷

刊行物登録番号

令和3年3月31日 発行

2-3-053

発行 東京都北区教育委員会

編集 東京都北区教育委員会 教育振興部 飛鳥山博物館

〒114-0002 東京都北区王子1-1-3

TEL 03(3916)1133

FAX 03(3916)5900

印刷 株式会社 プリントバック

京都府向日市森本町野田3-1

TEL 0120-652-125